

## 平成25年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第3日目)

平成25年 3月 7日(木曜日)

午前9時30分開議

第36 一般質問

○出席議員（10名）

1番	橋本憲治君	2番	佐藤静基君
3番	工藤弘喜君	4番	河端芳惠君
5番	余湖龍三君	6番	安藤義昭君
7番	小林一甫君	8番	西山由美子君
9番	山本朝英君	10番	上原豊茂君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	佐藤純一君
福祉保健課長	八鍬光邦君
福祉保健課業務監	渡辺克人君
農林商工課長	村口鉄哉君
建設課長	佐藤正好君
上下水道課長	遠藤琢磨君
会計管理者	平塚晴康君
教育長	林秀貴君
管理課長	山内啓伸君
社会教育課長	上野敏夫君
社会教育課業務監	元谷隆人君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長	中山信也君
図書館長	三好寿一郎君
農業委員会事務局長	竹村治実君
教育委員長	飯田洋司君
監査委員	山田稔君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷勇君
議会事務局係長	中島千花子君

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

谷本農業委員長から欠席の旨の報告がありました。なお、谷本農業委員長については、本日から本定例会の閉会まで欠席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 日程第36、一般質問を行います。

質問は、通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含め、議会運営委員会から答申されました時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますように希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

7番、小林一甫君。

○7番（小林一甫君） 7番、小林です。通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、町政執行方針について、町長にお伺いをいたします。

町長は、時代が大きく変化し、国政も不安定な状況下にあつて、本町も「混迷」「不安」の渦中に巻き込まれており、まさに試練の時を迎えていると言えるといっております。

このために、いかなる時であっても安定的な地方自治の確立とぶれない町政運営が求められておりますが、確固たる強い信念をもって町政執行にあたっていくとのことであり期待を大にするところであります。

町長就任2期目の任期折り返しの年であり真価の間われる年でもあると思ひます。

そこで、25年度の町政執行方針の中から何点か政策の展開方針と主要施策の中身について、お伺いをいたしたいと思ひます。

まず、1点目、農業は、町の基幹産業であり、力強い農業を確立するため、生産技術の普及向上に向けての取り組みを今後も引き続き進めて行くとのことですが、新たな取り組みとして具体的なもの、また、町長の構想の中にあり、訓子府町の農業発展のためのビジョンがあればお伺いをいたしたい。

2点目、農業や関連産業に甚大な影響を及ぼす環太平洋連携協定いわゆるTPP協定問題に対して、毅然と参加阻止に対応をとって行くと言われております。

今回の衆議院選挙の目玉公約であったTPP協定問題が、選挙が終わった瞬間から交渉のテーブルに乗るような成り行きであります。本町の先導役である町長の腹構えが町民の方に示せるものがあるのかお伺いをいたしたい。

3点目、地域で主体的に取り組む「農地・水保全事業」に引き続き取り組んでいくとのことですが、この事業が今後いつまで継続されるのか、また新たな希望があった場合の対応と現時点までの事業の内容について、お伺いをいたしたい。

4点目「環境にやさしい『住みよい町』をつくります」の中で安全安心な暮らしの確保

に向けた事業、特に上水道は配水管の老朽化が進み、更新に早急に取り組んでいかなければならない時期に来ていると思います。

今年度策定の「水道ビジョン」の中でも更新に関わる事業は、長いスパンで取り組んで行くようではありますが、事業費も多大になると思います。基金の積み立ても含め、事業採択に向けての事業費の手当の考えを伺いたいと思います。

以上、4点についてお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町政執行方針」について、4点のお尋ねをいただきましたので答弁をさせていただきます。

まず、1点目の「生産技術の普及向上の新たな取り組みと農業発展のビジョン」についてであります。農業の町である本町が今後も発展するためには、恵まれた圃場条件や現状の栽培技術及び収量・品質に満足するのではなくて、さらなる高いレベルの農業を展開させていくことが第一と考えております。

本年度からの新たな取り組みとして、地元の試験研究機関であります道立総合研究機構北見農業試験場の協力により次世代リーダーの育成を目的とした研修懇話会を開催し、試験研究機関と農業者の結びつきを深めながら、自ら学ぶ力をさらに伸ばしていただきたいと考えているところでございます。

また、足腰の強い農業を築くため、生産コストの低減、農作業の効率化、さらに、担い手対策について、きたみらい農協をはじめ農業関係機関と連携しながら、可能な限り支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の「T P P協定問題に対する町の姿勢」についてであります。T P P問題については、2月23日の安倍首相のT P P交渉に参加する意向を表明したことにより、国内でも急激な動きを見せております。北海道でもT P P協定対策本部会議を開催し、J A北海道中央会など18の関係団体と連名で政府・自民党に要請をしたところです。

しかし、対策品目など具体的説明がない中で風雲急<sup>ふううんきゅう</sup>を告げるような事態となっており、予断を許さない状況で、強い憤りを感じているところでございます。昨年12月定例町議会の一般質問でもお答えしたように、このT P P問題は地域経済や社会全体に与える影響が大きく、本町でも農業関係者だけではなく全町民の理解と後押しを受けながら全力で取り組んでまいります。

さらに、今後開催が予定されている自民党の移動政調会において、T P P参加断固反対の要請に取り組むとともに、政党を超えた要請活動など、引き続き農業関係団体はもとより、経済団体や町民の理解のもとT P P参加に反対する行動を展開してまいりたいと考えているところでございます。

次に、3点目の「農地・水保全管理支払事業の継続と新規希望地区の対応」についてであります。現行対策は2期目に入っており、平成24年度から28年度までの対策として5年間継続されることとなっております。現在は、町内5つの組織で取り組みが行われており、その主要な活動は、地域共同による用排水路の土砂上げや草刈などを行っており、農村環境の維持保全に貢献しているところでございます。また、本年度から、新たに弥生地区の1組織が取り組みを開始することとなっているところでございます。

なお、平成29年度以降につきましては、現時点ではその継続を含めて全くの未定であ

りますし、新規希望地区についても現時点では届出がないところであります。

次に、4点目の「水道老朽管の更新に係る基金の積立及び事業費の財源措置」についてでございます。

まず、本町の水道管の状況についてであります。平成23年度末の管路総延長は導水管、送水管、配水管をあわせ約179キロメートルとなっており、このうち、地方公営企業法施行規則で規定されている水道管の耐用年数40年を経過しているものが、全延長の17パーセント、約30キロメートルとなっております。

そのような状況の中で、施設整備の財源である給水収益は年々減収傾向にあり、その一方で老朽管の更新など給水収益の増加につながらない建設投資を進めていくことは、財政的に非常に厳しい状況になっていくことが見込まれます。

現在の水道事業の経営状況から見ても、公営企業会計の原則である独立採算性に基づく経営安定を目指すためには、当面、利益剰余金については、起債の償還財源に充てるための減債積立金とし、老朽管更新のための基金積立はできない状況にあると言えます。

しかし、議員ご指摘のとおり配水管の更新には、長い年月と莫大な事業費がかかることから、町民に対し過度な負担をかけないため、国庫補助事業や道営農用水事業での実施、また、地方債や道路改良事業に伴う移設補償などを活用し、今年度策定した「訓子府町水道ビジョン」に基づき計画的な老朽管更新を図ってまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○7番（小林一甫君） ただいま、4点について、町長からご答弁をいただきました。何点か再質問させていただきたいと思っております。

まず、1点目の訓子府の基幹産業である農業について、町長の考え方が示されたと思いますが、これからさらに農業については、TPP問題もはじめとして、非常に厳しい状況に向かっていくのかなというような個人的な考え方ではありますが思っております。将来的なビジョンの中といたしますか、今の現在の構想の中でも今から20年位前になりますか、農業試験場を核とした農業学園都市の構想がありましたけれども、現時点でこの構想が今の訓子府町の農業の活性化の部分で何か通じるものがあるのかどうか、町長の考え方の中にこの問題について、もう昔だからきれいに償却しちゃったというようなことなのか、まだ頭の中に考えるものがあるのか、この点について、お伺いをしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、小林議員からご質問のあった大変農業環境が厳しい状況である。その中で私の記憶では、佐藤忠義町政の時代に駒里北栄地区一帯を1つの農業遊学ゾーン構想の中で単に生産するだけではなくて、農業関連試験研究機関やあるいは農業の食をベースにしたスポーツ誘致や、さまざまな町おこし等に展開していくという構想が私もその一翼を担いましたが、その構想がございまして、北海道農業の象徴と言われている訓子府農業の将来を想定したものということで記憶しております。それから既にもう20年以上がたって、今その構想が果たして現実味を帯びるのかどうかという点で申しますとかなりそれぞれの関連研究機関、関係団体等々の変化もございまして、農業全体が変化をようしているということから、即それらの構想を今あてるとということについて

は、私はならないというふうに考えておりますが、しかし、いつも申し上げておりますとおり農業というのは、多面的で多様な1つの産業でございますので、これらの考え方の一部を柱に置きながら付加価値をどう高めていくのか。そして今、120億円に達している農業総生産額を足腰の強いものにどうつくっていくのかということが逆に言うと問われていますので、それらの考え方のいくぶん状況も変わってきたということも含めて参考にしながら、今後町の農業の発展を具体化していかなければならないのではないかと考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○7番（小林一甫君） 訓子府の農業の関係につきましては、町長をはじめ職員の方々のいろいろな配慮があって、非常に他の町村よりは進んでいる。私もそう思います。これからもそのような考え方の中で、ぜひ取り組みの強化をお願いするところであります。

次に、2点目の問題が非常に重大であります。この辺について、若干質問をさせていただきたいと思っております。

TPP協定参加の対応は、常日頃、町長は「本町の基幹産業は農業である」と言っておられます。こうした関連から、このTPP問題については、何としても訓子府の農業を守っていくためには、非常に譲れない部分があると思っております。今回、ある政権は、自給率を上げるのが国の施策であり、使命であるとのことを堂々とTPP協定参加を否定していましたが、12月の選挙を境にTPP協定参加を打ち出しました。このことは、農産物の自給率を上げるどころか、農産物自給率をゼロに近いまで落とすことになると思っております。今年7月には、参議院の選挙がありますが、TPP協定参加に賛成した政党への町長として選挙協力はしていくのか。あまりにも腹に据えかねた重大な問題なので、断固反対にまわると思いますが、町長に今一度TPP交渉参加阻止に向けての決意を伺いたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 議会開会の冒頭でも私自身のご挨拶をさせていただきました。このTPPの参加加盟については、かなり厳しい状況が本町にとりましてもあるということは、今さら申すまでもございません。生産額全体で34億1,800万円の影響が出てくるのではないかとこのオホーツク総合振興局等の調べの中で、本町に対する影響を積算して発表したものでございますが、とりわけ、肉畜など、生乳含めて酪農業関係については、およそ25億円ぐらいの影響が出てくるということですから、先般、夜間町長室に酪農家の若い経営者たちが、かなりの人数が来て、私のところでも訴えていきましたが、酪農がやっていけない。しかし、今のままでは国の状況ではどこに怒りをぶつけていいのか非常に分からない。昨今のお話では、アメリカが関税がゼロということではないんだと。いくぶんそれは考え方が違うということも含めて、総理大臣は開き直ったような感じで言っていますが、アメリカが自動車の関税について、アメリカの働く人たちがやはり危惧を表明している。それに関連して私どもの国の農産物やあるいは医療、その他等々の影響については、関税はゼロではないんだということを言っていますが、しかもそれは中身が見えない。そして、もっと言うならば、自給率の向上やあるいは足腰の強い農業を形成するんだという国会の答弁なんかを聞いていても、中身がまったく見えないという状況でございますから、私はこういう状況の中で参加を踏み切るということは、極めて厳しい、世界の中で安倍首相が論陣を張り、そして数千項目と言われている自由化のその項目

についての1つひとつに論陣を張ることができるかどうかというのは、非常に私自身は厳しいものをもっています。後から参加したカナダやメキシコについては、ほとんどTPPの交渉の中では、発言権が認められていないという状況が出ていますし、私の友人のアメリカの住民運動をやっている方からの録画をメールで送ってまいりましたが、それらを見ても非常に秘密主義的な交渉が実際には、まかりとおっているということを考えていきますと議員も心配されているとおりに大変厳しいものがあるのではないかとこのように思えてなりません。とりわけ農業を基幹産業とする本町にとっては、これは忌々しき状態ではないかなというふうに考えているところがございますから、可能な限り、断固、私は、町としての意見を関係者のもとに届けていきたいというふうに考えていますし、とりわけ近々には、自由民主党の政調会がある予定でございます、既に私どもの町から9項目ほどの要請活動の項目を上げていますが、私はその要望書の冒頭の書き替えを行いました、TPP問題については、武部代議士、高橋道議会議員を中心とする自由民主党の皆さんには、厳しく私は主張してまいりたいというふうに考えているところがございます。とは言っても今の私の知り得る範囲内の状況では、15日に安倍首相は参加表明をするという、そういう情報も入っておりますから、何としてもこれらに対する意思を伝えていかなければならないのではないかと。先般、土地改良区のオホーツクの北海道土地連のオホーツク支部の総会がございまして、私は理事を務めていますので、理事会の中で、農協代表者やあるいは行政の代表者等々も入っておりますので、このままでいいのかというお話をさせていただいています。全道町村会もさることながら、オホーツク町村会もこれらについては、27日の高橋知事を代表とする抗議、あるいは政権や代議士等々に要請活動を行ったところですが、現在、内々で私自身は要請をして、何としても、少なくともJAきたみらい傘下の住民、組合員が一堂に会してでも抗議の意思を表すような調整をしていただきたいと水面下で今行っておりますので、これらについては、もし実現すれば締結参加の表明をするであろう15日の前日ぐらいには、北見市を中心として私はそこに結集していきたい。かなり無理な状況、日程調整で無理な状況等もございますが、その際には、議員の皆様方にもお力添えをいただきながら、全町民の参加を呼び掛けてまいりたいと考えているところがございます。その点で申しますと政権をとっております自由民主党、公明党、さらには、前政権の民主党、それから北海道でいいますと新党大地、それから共産党等々、あらゆる機会に私は町としての考え方を伝えながら、すべての政党に私どもの声を届けていくという考え方を持っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○7番（小林一甫君） ただいま、町長からTPP交渉参加に向けての反対の力強い答弁がございました。今後とも本町の農業、また、いろいろな部分の影響のあるところで反対の表明をしていただきたいと思っております。

今朝の農業新聞の中で、東京大学の大学院の教授の鈴木先生が考え方を述べられておりますが、この中でも非常に国のやり方に対して反対をしているということでもあります。約束を破る背信行為を許せるのかどうかというような記事であります、当然あれだけTPP交渉に反対するということをやっていたことに対する反論であると思っております。このことにつきましては、町長にどうこう言うことではありませんが、こういう方も一生懸命、交渉反対に向けての意思表示をしているということでもありますので、今後ともそうい

う考え方の中で、町長の考えを推し進めていっていただきたいと考えます。

次、3点目、農地・水保全事業の件でございます。この事業を最初から取り組んでおられた西富地区の人たちは、非常にこの事業で恩恵を受けたと聞いております。これから取り組んでいかれる今年は弥生地区が入るということですが、同じように事業の継続ができれば幸いじゃないかと思えます。また、事業の打ち切りも聞こえておりますが、28年までは大丈夫だというようなことですが、それ以外に現時点で国から何か説明されているものがあれば、お伺いをいたしたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、まだ国からの方針については、何も連絡がないということですが、今、議員からもお話のありましたように西富からスタートし、清住、実郷、穂波、そして、弥生とどんどん1つの河川周辺の実践会等を中心にしながら、この農地・水については、広がってきております。そして、最初からスタートしました西富地区については、河川の改修等々いろいろな地域の排水路等の整備等にもこの制度を活用しながら、非常に実績を上げているということも実践会の方からも私自身のところにも報告がございます。平成19年度、これは私が町長になった年ですが、農水省の課長補佐クラスの方が私どもに来て、この新しい農水省としての施策に対して、どうなんだろうかという様子を聞きに来たことがございまして、この時も私は当時の課長補佐に大変すばらしい自らの地域の方々が、自らの力で地域と連帯し、そして、環境整備やあるいは減農薬や有機農業に対する支援を行うということは、極めてすばらしい政策だというお話をさせていただきましたし、その後も結果としてどうだったのかということの問いがございまして、毎年、土地連がオホーツク支部が行っている農水省の課長補佐との合同の懇談会の中でも私はこの農地・水の継続性を訴えているところでございますので、引き続き、今年度もまた農水省やあるいは関係者の皆さん方に今後の継続を訴えてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○7番（小林一甫君） 今後ともこの事業が継続されるように願うばかりであります。

次に、4点目の水道関係についてお伺いをいたしたいと思えます。資金の考え方につきましては、国庫補助事業、道営営農用水事業、また、地方債、移設補償を活用し、策定した「訓子府水道ビジョン」に基づいて老朽化している管の更新をしていくということでもあります。このことにつきましては、現在、国が経済活性化事業の中で、いつどんな事業が採択されるか分からない。そういう非常に不安定な部分もございしますが、いつの時点でも、こういうものがあって例えば水道事業に関連する予算が短期間で資料なり、申請をしろというようなことがあった時に即、対応できるような資料の作成、また対応を願うところでもあります。現時点で今、事務方で具体的に進められている部分があれば最後にお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） ただいま、老朽管更新に関して具体的なものがあればお示し願いたいというご質問でございますが、現在のところ水道の事務局といたしましては、南7線の道路改良工事、道営事業で行われます南7線の道路改良工事にあわせまして配水管の移設を考えてございます。この南7線の配水管につきましては、昭和46年に施

工した管でございますので、もう既に42年ほど経過してございます。実施年度につきましては、道営事業とあわせて平成26年から29年までの4年間、延長につきましては、現在のところ約5,040mでございます。これにつきましては、起債事業、それから一部道営事業の補償対象になる部分については、補償の工事費対応ということで、現在のところ考えてございます。それから、その後でございますが、大谷の導水管がございしますが、これにつきましては、昭和49年施工で、約40年経過してございます。この導水管につきましては、議員もご承知だとは思いますが、昔からの路線をいまだに走っておりまして、河川の縁ですとか、民有地等を走っている部分がございます。これにつきましても耐震化も含めて今後改良の検討をしていかなければならないということも現在視野に入れて進めてございます。この導水管の更新につきましては、国の補助事業もございしますので、それに対応できるよう資料の作成、それから今後事業の採択に向けた要請等を進めていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○7番（小林一甫君） 今、取り組んでいく部分について、ご説明があった訳であります。かなりの年数が経過しているという部分で、直ちに更新に向けて取り組んでいかなければならない箇所が現在あるのかどうか。ちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 現在のところ今すぐ更新、それからやりかえをしなければならぬという路線に関しては、今のところないというふうに考えております。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○7番（小林一甫君） 分かりました。それでは、次に移らせていただきたいと思っております。

次は、教育関係でございます。

教育行政執行方針について、2点ほどお伺いをいたしたいと思っております。

新学習指導要領が実施され、教育の充実が図られていますが、新学習指導要領が実施されてからの児童生徒の変化について把握されたものがあればお伺いをいたしたい。

まず、1点目、新学習指導要領のはじまりは、教育委員会・教師・父兄・児童・生徒も不安感の中からでありましたが、現時点での児童・生徒の変化に気づいているものがあればお伺いをいたしたい。

2点目、直接、新指導要領には関係ないと言ってしまうかもしれませんが、現在、新指導要領の中でも武道とか、そういう教師がついて指導している部分もございまして、その中での教師からの体罰とか、そういう問題が含まれていると思っておりますので、この2番目のほうもそういう質問をさせていただきます。2として、子どもの人権の尊重や子どもへの暴力、虐待についての正しい知識を身につける「CAPワークショップ」ですが一般質問通告書の訂正をお願いいたします。「ヨ」の後ろに「ッ」をつけていただきたいと思っております。申し訳ございません。ワークショップの進め方についてお伺いをいたしたい。

以上、2点について、ご答弁をお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 教育行政執行方針について、2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず1点目の「新学習指導要領の完全実施に伴う児童・生徒の変化」についてのお尋ねですが、新学習指導要領の基本理念は、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」をより一層育むことを目指しています。これからの教育は「ゆとり」でも「詰め込み」でもなく、次代を担う子どもたちが、これからの社会において必要となる「生きる力」を身に付けてほしいという思いで、新学習指導要領が定められたところでございます。

新しい学習指導要領への移行に伴う大きな変化は、学ぶ内容の充実に伴う授業時間数の増加があります。

平成23年度から完全実施している小学校においては、国語・算数・理科の時間数の増加及び高学年での外国語活動の新設などにより、週当たりの授業時間が1時間から2時間増加しております。

また、本年度から完全実施している中学校においても、主要5科目の時間数増加等により、基本的に毎日が6時間授業となっております。

当初は、授業時間数の増加に心配する声もありましたが、小学校で2年、中学校で3年の移行期間もあったことから、児童・生徒については、落ち着いた学校生活を送っていると認識しております。

また、新設された小学校5、6年生の外国語活動では、児童は語学指導助手による生の活きた英語、外国の習慣や文化を学び、授業を楽しみにしていると聞いております。

教育行政執行方針で触れましたが、新学習指導要領のねらいである「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」のバランスのとれた「生きる力」の育みについては、完全実施して間もないため、具体的な成果はまだ見えてきておりません。

今後、各学校での特色ある教育活動の取り組みなどについて「学校での努力」はもちろんですが、あわせて「保護者」や「地域の皆さま」など社会全体で、子どもたちの教育に取り組むことによって大きな成果が得られると認識しており、教育委員会としても「生きる力」を育てていくことができる環境づくりに努力してまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

2点目の「子どもの人権の尊重や子どもへの暴力、虐待についての正しい知識を身に付ける『CAPワークショップ』の進め方」についてのお尋ねでございますが、最初にCAPワークショップの概要について説明いたします。CAPワークショップは、子どもが自分の心とからだを大切に生きていくための人権意識を育てるとともに、いじめや誘拐、虐待や性暴力などのさまざまな暴力に対して、何ができるかを伝える教育プログラムでございます。

このプログラムには、教職員・保護者を対象とした「大人ワークショップ」と子どもを対象とした「子どもワークショップ」があります。

本町での取り組みについては、平成16年度の幼保合同父母研修会で、CAPオホーツクが行っている講義を受け、その内容の重要性から保護者の要請により、平成17年度から継続実施しているものです。

プログラムでは、はじめに大人のワークショップを行い、子どもが受講する子どもの権利や暴力について理解をしてもらいます。

次に、子どものワークショップですが、その子どもに何かあった時に子どもたちの持っている生きる権利、子どもたちが持っている力、子どもたちができることを学ぶ内容とな

っております。

近年、子どもが巻き込まれる事件、事故が多発する中で、今後とも、町、家庭、地域関係団体が一体となって子どもの安全な環境づくりに努めてまいります。

以上、お尋ねのあった2点につきまして、お答えいたしましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○7番（小林一甫君） ただいま、教育長からご答弁がございました。中身について、何点かお伺いをいたしたいと思えます。

この学習指導要領が完全に実施されたということで、1年を経過しようとしておりますが、当初は、小学校から英語も必要なのかなというようなことでありましたが、順調に授業を楽しみにしているというようなことでありますので、ねらいとしては良かったのかなというようなところでございます。特に、この要領の中では、問題がないということではありますが、剣道とか柔道とかというような部分でも何も問題がなかったのか。分かっているものがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 小林議員におかれましては、以前から新学習指導要領に関するご質問をいただいて子どもたちの健やかな成長に向けての学習についてのご意見等もいただいているところでございます。ただいまの意見の中でも小学校におきましては、外国語が導入されたということで、その辺の授業展開についてもご心配があったということでございますが、今、社会的には国際化社会に向けていろいろな部分で言えば、小さいころからそういう外国語に慣れ親しむということが大事なことだということでございます。先日の新聞報道等で言いますと日本人の若者の留学が減っている。それは若者自体が内向きになっているのではないか。そういった意味で申し上げますと小さいころから外国語に慣れ親しむことによって、外向きな考え方になっていくことでは新学習指導要領で目指す外国語に慣れ親しむということでは、いい取り組みではないかと私自身は認識しているところでございます。

それと武道の関係でございますが、武道も新学習指導要領で中学校のほうに相撲と剣道、柔道を取り入れた中で、日本古来のそういう武術に親しむというところで取り組むということではございましたが、本町におきましては、柔道を取り入れて、移行期間も含めまして、今年から完全実施になっておりますが、担当教諭が研修を受けながら、今のところスムーズに武道に取り組んでいる状況でございます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○7番（小林一甫君） 武道の関係になりますが、当初いろいろところで柔道を取り入れた学校の中で問題があったということで、非常に心配しておりましたが、今後、先生の指導の研修とかいろいろな部分で勉強されて子どもたちに教えていくというようなことでありますので、ぜひ事故のないような対応をしていただきたいと思います。

2点目のCAPワークショップの関係なのですが、私が終わった後で議員さんの中でこのことについて質問されるというようなことも聞いておりますので、あまり中身のお伺いはいたしません、父兄の部分と子どもたちの部分、二通りあるということでありまして、できれば本当にこの部分で問題が発生しないような、そういう学校、家庭での指導を

切にお願いするところではありますが、このことについては、子どもたちには、お知らせというか、情報はいつておられるのか。多分いつていると思うのですが、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま、子どもの人権に関する部分のCAPワークショップの関連することでご質問いただきましたが、先ほど答弁申し上げましたように本町の取り組みとしては、幼稚園の5歳児の中で行っておりまして、先ほど答弁申し上げました平成16年の幼保の父母研修会の中で、子どもの人権を守るというか、そういう虐待とかを含めて、大人はもちろんのこと、子どもがそのことを認識して例えば何かあった時に自分自身を守るということを含めた教育プログラムということで、まずご理解をいただきたいと思いますが、先ほど申し上げたように平成17年度からずっと今やっております、子どものワークショップについては3日間行って、前段、大人がその子どものワークショップの内容を知って、子どもから、その受けた、子どもがそのワークショップを受けたどういようなことを大人に向かって発するかということを含めて大人がまずそのことを勉強する。その後、子どもが劇とか、紙芝居とかを含めながら、子どもに分かりやすく、例えば不審者が声をかけたら、どのようなふうにお子さんが対応するかということを含めてやっているということでございまして、今のところ本町の取り組みとしては、幼稚園での取り組みでございますが、今後、今、子どもを巻き込む事件や事故が全国的に多い中でございますので、その辺も今後拡大した中で今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○7番（小林一甫君） ただいま、CAPワークショップについて、答弁がございました。私も勉強不足でございましたので、今回の答弁をいただいはじめて知った部分もございません。今後はこういうことにも目を向けながら、何かあった時には、教育委員会のほうにお話をさせていただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 7番、小林一甫君の質問が終わりました。

ここで、午前10時35分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時35分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、8番、西山由美子君の発言を許します。

8番、西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 8番、西山です。通告書に従いまして質問をいたします。

1つ目は、大震災から学んだ教訓と被災地復興への思いについて、町長に伺います。

日本中を震撼させた東日本大震災から2年が過ぎようとしています。大津波の恐ろしさ、そして、原発事故による目に見えない放射能への言い知れぬ不安と恐れ。日本列島が54基もの原子力発電所に囲まれていたことすら知らなかった多くの人々は、電化生活の便利さの代償をこの震災で思い知らされました。町長や一部の職員、そして、町民の方々

も被災地を訪れた方は、皆、言葉を失ったことと思います。自分も消防で4カ月後に訪れて同じような思いをしました。

本格的な復興はこれからですし、人々が安心した当たり前の日常を取り戻すには、まだまだ時間がかかると思います。この2年間、本町が被災地との関わりから学んだこと、そして、復興への思いを町長として、町民の皆さんと本町の子どもたちにどう伝えていくのか伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 西山議員の「大震災から学んだ教訓と被災地復興への思い」についてのご質問にお答えさせていただきます。

一昨年、平成23年3月11日午後2時46分、宮城県沖を震源とするマグニチュード9.0の大地震が発生しました。すぐに巨大津波が東北地方など太平洋沿岸を中心に襲い、さらに福島第一原子力発電所事故とかつてない大きな災害の連鎖は、今も多くの人の脳裏に焼き付いていることと思います。

テレビや新聞で見る一部の被災地の状況ですら、目を覆いたくなるような悲惨な状況で、私はただぼう然とするだけでした。現状をご覧になった議員も同じ気持ちだったことと思います。

今年11日で、あれから丸2年が経過しようとしています。この東日本大震災は、日本ばかりではなく、世界各国に自然災害の脅威をあらためて知らしめると同時に、防災のあり方を根本的に見直していかなければならないという代償の大きな「教訓」となっているところであります。

2年が経過し、警察庁が2月20日に発表したところによりますと震災で亡くなった方は、約1万5,900人、行方不明者約2,700人、避難されている方や仮設住宅に同居している、いわゆる転居者数はあわせて約31万5,200人に上っております。

また、被災地の各市町村においても、少しずつ復興計画が立てられてきているとはいえ、震災直後の、いわゆる「がれき」の山という風景は、まだあまり変化は見られない状況であります。

私は、震災直後の一昨年、平成23年5月、そして翌平成24年5月に個人的に被災地を訪問したほか、昨年11月には、オホーツク管内町村会の一員としても訪問しました。被災直後の訪問では、地震や津波により町ごと消滅してしまった惨状を見て言葉も出ず、自分の家があったであろうところにぼう然とたたずむ住民の方には声すらかけることができませんでした。

また、昨年の訪問では、最初の訪問とは私自身も被災地の方も精神的な変化があり、いろいろと言葉を交わすことができました。震災の傷跡には大きな変化は見られず、震災前の日常生活にはほとんど戻れていない状況の中でも、住民の方の心には復興への道づくりが少しずつ前進してきているのが分かり、震災被害を風化させない、そして住民の方が震災前の生活に少しでも近づけるよう、私自身強く願うとともにさまざまなかたちで支援していこうと誓ったところであります。

冒頭、申し上げたように、未曾有の被害を受けた被災地、さらに、そこから次々出てくる防災・減災等のさまざまな課題こそが、震災から学んでいる教訓であろうかと思えます。

本町では、震災直後と昨年3月に議会の皆様のご理解とご協力で義援金を贈らせてい

いただきました。金銭的な支援では、このほか、議員の皆さんも義援金を贈られ、町の職員からも義援金を募ったほか、役場の窓口に募金箱を設置したり避難者支援対策等にも講じ、さらに支援物資を広く町民から募ってまいりました。

オホーツク振興局が実施した「絆プロジェクト」に職員2名を派遣し、町内の民間レベルでも被災地へ農産物を直接持っていくなど活発な支援が続いております。

最近では、町で実施している産業後継者研修、4Hクラブ、4名の青年と職員1名が宮城、岩手、福島、特に、福島は二本松市を訪問し、宮城では松島、岩手では気仙沼、盛岡等々で農産物を届け、さらには、被災された皆さんと交流を重ねて、大変な影響を受けて、そして他人事ではないという思いを得て、私のところに報告に来たところでございます。

震災は、訓子府町と被災地との絆を結び、同時に町民の皆さんに災害の脅威を再認識させ、いい意味での危機感の醸成につながっていると思います。

私自身は、自治体の長として、あらためて災害時は町民の皆さんの先頭に立って皆さんの命や財産を守るべく活動をしなければならないとの思いを強くし、それがまさに一番の教訓となっております。以前にも申し上げたことがあります。我が国や地方自治体の再生は、住民の最も身近な存在としての地方自治体の役割が極めて重要であり、特に、自治体職員こそが住民の暮らしを守り、励まし続ける最前線の仕事であることを再確認し、町長の責任の重さをあらためて自覚しているところであります。そして、私が見て、聞いたことは、職員にも話をし、あらゆる機会を通じて町民の皆さんにもお伝えしてきました。

さらに、昨年9月の総合防災訓練では、全職員が参加し、4町内会の皆さん方や多くの関係機関のご協力により大災害を想定し実施しました。これも震災を教訓にして取り組んだものですし、同時期に開催しました防災写真・パネル展等を通じて、自然災害への危機意識の高揚も図ってまいりました。

災害の少ない町と言われている本町ですが、災害に備える食料品などの災害用備蓄品のガイドラインを設け、年次的に整備してきておりますし、その必要性・重要性を深く認識させてくれたのもあの震災であります。

今後につきましては、この教訓を生かす活動を続けていくとともに、震災を風化させない、そして金銭面やハード面ばかりでなく、精神面での支援を長く続けていくことで、被災地の復興、被災住民の心身の安定へとつなげていきたいと考えているところであります。

被災地の各市町村では、復興計画が少しずつ完成し、今後、国などの支援を受けて整備等が図られていくものと思います。

私自身、被災地のハード的な復興を早く実現してほしいのはもちろんですが、被災住民の方々の心の復興、つまり「地域に寄り添った復興支援」に少しでも力になりたいと考えているところであります。

震災の状況や震災で得た教訓を訓子府の未来を担う子どもたちに、教育現場等を通じて伝え、より理解を深めてもらうことで、我が町の防災意識の普及や防災対策につなげていくことが大切であると考えているところであります。そこから防災・減災のまちづくりを子どもたち、町民の皆さんとともに実践していくことが、被災地復興への私の思いの1つであるとも考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 本当に私たち被災地以外に住んでいる者からすると、もう2年もたってしまったかと早いような気がします。おそらく、あの現状にいらっしゃった方たちはすべてのものが破壊された訳ですから、この2年間にいかに長く、苦しく、重い、2年間だったろう。それもまだまだこれから先が見えないというところで、大きな震災としてのいろいろな方々の見方よりも、もう今は個人個人の生活の行方が知れないということで、どれだけの悩みが渦巻いているのかなと想像しただけでも気が遠くなるような気がします。しかし、もう実際には、国のほうでも復興への予算も立てて、いろいろな計画が進んでおりますし、各自治体も本当にびっくりするぐらい大変な中での復興計画を立ててその予算をどう使うということで突き進んでいる状態です。多分、来週の11日までにいろいろな報道面でも、この2年間の被災地の状況が報道されていると思いますが、私たちの議会でも町長が3年目の義援金を贈りたいという提案に対して、さまざまな10人10通りの考え方がありまして議論いたしました。それは、単に義援金を贈ることが反対だとか、賛成だということよりも、今、2年たった今現在、私たちの町でできることは何だろうかということをも10人で何回も話し合いました。副町長がその後の伺った中で、どの答えも間違っていないと言われたことが、本当に事実なのだと私も思いました。それで、義援金について、私たちの町の広報に毎月、毎月、多分もう今頃だとあまり目にとめる方もいらっしゃらないとは思いますが、自分もうそうだったんですが、2年間びっしり広報に載せてくれていました。この2年間の広報誌をちょっと書き出してみたのです。これは町民の方の募金ですから、行政や私たち議会とはまたちょっと違った何かが見えるかなと思って書き出してきたのです。4月号から、当然震災への皆さんへの支援を求める記事が載せられて、5月号にまず3月14日から寄付がはじまりまして、31日までに158万1,401円集まりました。6月号には、4月1日から30日までで65万3,338円、次の月は5月が6万7,879円、それで6月で一応公民館とか各施設の義援金の箱は終了しまして、社会福祉協議会の窓口一本となりました。そこで6月で、これは報告にはなかったんですが、5月末で合計が230万2,618円だったのが、6月末で180万7,193円という報告となっているのは、多分どこかで一回赤十字のほうに納めたのかなと思いましたが、その後、一応、延長というか、9月30日まで延長しますということで、9月30日までは、その180万円から232万3,003円という金額になって、それから、4カ月はまったく動いていません。そして、昨年、1年がたって3月号から若干の動きがありました。そして、昨年の7月号に発表されている要するに昨年の5月末までの募金数が251万3,910円から、先月号、2月号までは、まったく動いていません。これが多分、あらゆるいろいろなお店とかにもまだ義援金の箱が置かれているところがけっこうありますが、これが本当に正直な姿なのかな。なぜかと言うとすぐ風化というとならぬのか。人間は嫌なことから少しずつ忘れたいということもあります。忘れてはならないという気持ちは、きっと皆さんお持ちだと思います。ただもう復興に向けての対策は、国がやりはじめているということも皆さん知っていますし、もうお金の時期ではないということがこの表れなのかなと思いましたが、町長は3年間、義援金を贈りたいという意思を表明されまして、私たちは話し合ったのですが、この100万円の2年間は、日本赤十字社のほうに寄付しましたが、今回の100万円は、私たちの提案もありましたが、その後、町部局でどういう検討をされて、どうにかたちでこの100万円

をどこへ寄付なさるのか。それをもし教えていただけるのでしたらお願いしたいと思  
います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 義援金のことでお話がありました。震災の義援金が昨日の道  
新、今日の道新でしょうか、3, 637億円が日本全体で集まったということございま  
す。そのうちの93%については、3, 381億円について、死亡者1人について遺族に  
114万円、住宅の金額等、事故については、避難世帯にも同じ金額の114万円、そし  
て、住宅半壊には、その半額程度を支給したということで、報道されておりますし、道内  
での遺族7人と住宅半壊についても4戸に計1, 029万円が贈られたというお話をされ  
ておりました。私自身はこの義援金にとどまらず、こうした被災に対する支援につい  
ては、1年ぽっきりのものではなくて、3年といいましょうか、丸2年を目途にしてい  
きたいということで、町民1人当たり千円をとということを考えて提案し、昨年は200万  
円、一昨年は300万円、今回100万円ということ、600万円のご寄付を地方自治  
体の一町として、被災地に義援金として送りたいということで、トータルで住民1人当  
たり1, 092円の金額を贈るということになります。1, 092円をどうみるかというこ  
とは、いろいろな議論がございますが、例えば、隣町の北見市の人口が今2月末で12万  
4, 309人、これに単純に1, 092円を掛けますと北見市の人口レベルでいうと1億  
3, 570万円の金額を被災地におくったということになりますし、これをさらに札幌市  
民だということで193万人の札幌市民が1人当たり1, 092円の義援金を贈ったとす  
ると21億数千万円の高額になるんだと。これは金額的には小さな町のことですから、6  
00万円というお金は決して私は小さいお金ではないんだというふうに思っております  
し、こうした町民の意思をできるだけ広くこの思いを伝えていきたい。2年間は、冒頭申  
し上げましたように日本赤十字社に贈らせていただいて活用していただいた。3年間とい  
うことのお話をしてきましたので、どこか私たちの思いが伝わる方法はないのか。例えば  
1つの町、自治体に贈る。あるいは県に贈る等々含めて内部的には検討しましたが、議員  
さん方の議論を踏まえて、議長、副議長からご報告いただいた岩手県の教育基金に100  
万円を贈らせていただくという決断をしたところでございます。ただ贈って終わるだけ  
ではなくて、今もう指示をして文章もできあがりしましたが、岩手県知事、それから、岩手県  
下の市と町と村の市町村長と議長あてに私と議長の連名でメッセージを送りたい。そし  
て、私どもも教育や福祉を大事にする自治体として、岩手県が決断した被災の遺児やそれ  
らの子どもたちのための基金に少しでもお役に立てていただきたいという思いを私は今回  
の100万円をそういうかたちで表したいと思っておりますので、ご理解  
を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 議員10人で話し合った時、そういう話がある議員から出  
て、それならばということで、皆さん10人の理解も得て提案した訳ですが、震災によ  
り、親を亡くした児童、孤児というのは、両方の両親が亡くなった子どもさんだと思いま  
すが、これはまだちょっと古いかもしれませんが、昨年の3月28日現在で震災孤児が2  
41人、その中で岩手県が94人、宮城県が126人、福島県が21人、震災遺児、片親  
の方が亡くなったんだと思いますが、1, 372人、うち岩手県が481人、宮城県が7

49人、福島県が142人と報告されています。その子どもさんたちがその後どういうふうにこの2年間を過ごしたかというのは、まったく分かりません。いろいろ親類だったり、あとは里親制度なども動いているようです。ただもう本当に0歳から高校生に至るまでたくさん子どもたちのこれからの将来を考えますとやはり皆で支えていかなければならないという意味では、訓子府町の100万円がそのいくばくかの力になれば、これは誰も町民の方も反対する余地はないと思います。先日、宮城県石巻市の星消防長が消防団から送られた救命胴衣の感謝状を持って北見市にいられて、私たち消防議員とも懇談したのですが、宮城県のほうはどうですかと聞いたら、本当によろしく宮城県もそういう支援の活動をしている。福島県も同じようにやはり県で震災の孤児、遺児の子どもさんたちにそういう手を差し伸べているということです。あまりにも数が多すぎてなかなか国だけでは支援できない部分もありますので、私たちの町は、特に、菊池町長は、子育て支援、それから教育の面でも熱心だという評価がありますので、やはり絞って、そういうことをこれから支援していくというかたちで姿勢を町民に向けて示していくのがいいのかなと私も思いました。そこで、その子どもたちの話が出ましたが、私の質問の中で、子どもたちに対してという文言を出したのは、教育委員会として、訓子府町の中学校ですか、山田町との交流があるというふうに伺っていますが、そこに至るまでの経過とか、教育長として、今後どういう訓子府町の教育関係として、どういう支援をしていきたいか、そのお気持ちを聞かせていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま、東日本大震災にかかわって、今後の子どもたちへの防災を含めた、それと山田町とのかかわりのご質問だと思いますが、今、議員言われたように平成23年度の生徒会の活動として、震災で被害を受けた方々への支援活動として、岩手県の山田町立山田中学校へ募金活動と千羽鶴を贈ったところございます。その時の金額としては、9万3,664円ということと千羽鶴を14束ほど送った。その後、手紙のやり取りを行っていて、現段階では、その後、山田中学校とのかかわりは今ございません。引き続いて、そのことと続いている訳ではございませんが、今後そういう気持ちとか、子どもたちの気持ちも含めて東日本の確かに未曾有の大被害を受けて今、議員言われるように震災の遺児や孤児をその被害を受けて遺児になったり、孤児になったりして本当に生活が成り行かない状況の中での2年あまりの子どもたちの気持ちを思うと非常に心痛な思いがございます。その辺を含めて、教育委員会としましても防災教育とか、安全教育も含めて、年2回ほど防災訓練等を行っていますが、その訓練だけではなく、やはり防災意識という、意識も含めた中で、今年は社会科の副読本を改定したのですが、その中で今までは、地震等への防災意識ということの記述はございませんでしたが、このほどその辺も含めて小学校も含めてその辺を防災意識を含めて今後教育していくというかたちでしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） なぜ山田町だったのかをちょっと聞きたかったのですが、もし分かれば後で教えてください。

町長も言われていましたが、私たちの町のこれからの防災意識とか、そういうのにやはり教訓として、教えられるものがあつた。今年に入って2月2日に夜中に地震がありまし

た。あの時に自分自身も何をしていいか分からなかったのですが、これがこの地震がもっと続いて、その10分、20分後に津波が来たら自分は一体どうやって逃げるんだろうとそんなことを考えて、そのうちおさまってしまって、3月2日は、猛吹雪がありました、9名の方が亡くなりました。やはり私たちが今住んでいるこの地域は何が一番怖いかというと真冬の災害、それから暴風雪、これもしばらくこういうあのような暴風雪がなかったということで、何十年も冬を体験している私たちがさえ油断をしてしまう。日頃の備えがものすごく大事だということを多分この地域の人たちは皆が知ったのではないかと思います。人間というのは、そういうものなのかもしれませんが、やはり、形式的な防災訓練ではなくて、やはり冬場の対策というのは、もっともっと私たち自身で強く意識を持っていかなきゃ何が起こるか分からないというのが現状だなと思います。震災に関しては、町長の今のお気持ちも聞きましたし、義援金といってももう無理なのかなと思います。もしできるのならば、今月末で社会福祉協議会の義援金も多分終了ですよね。終了というふうに書いてあったのですが、これはちょっと分かりませんが、例えば、訓子府町として、その震災遺児に対する募金活動を行うとか、そういうことはどうなのでしょう、考えているでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 先ほど、山田中学校のかかわりでございますが、生徒会を担当していた教諭の知人がこの学校にいたということで、そのかかわりを持ったということでございます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 改めて被災の遺児に対して、町民への募金等々の考え方があるかないかということですが、現時点では、3月をもって、この募金の社会福祉協議会に置いてある募金については、とりあえず終了させていただく。

それからもう1点ですが、何を今私たちの町やあるいは個人がしなければいけないのかという点で言うと私はこれは1年、2年の話ではない。例えば子どもの受入れの問題、それから、さまざまな活動に対する支援というのは、個人、住民レベルと我々行政というのは、これからいろいろなことが起き得るのではないのか。その点で言うと私はいつでも門戸を開けて、そして、あるいは、何かあったら私どもの町でできることを言ってくださいということもやっていきたいと思っています。

例えば、前にもお話したかもしれませんが、岩手県のおおつちいかりがわの大槌町の碓川町長からは、もしお願いするとすれば、2つあります。1つは、忘れないでください。恐らく2年続けてその町に行ったというのは、私ぐらいだと冷やかされましたが、忘れないでいただきたい。もし被災地に来ることがあったら、被災住宅に声を避難されている方にぜひ声をかけていただきたいということを言われています。ですから、冒頭にもお話しましたように4Hクラブの青年たちが被災地に行って、被災者と懇談したりとか、いろいろなことをこれから日常的にもっと大事にしていかなければいけないんじゃないかなと思います。私も毎年ゴールデンウィークといいましょうか、5月に被災地を訪問しています。いつも仙台から北に上がっていくのですが、もうそんなに5月の連休はなかなか休めるかどうかということもあります。今年はある程度の区切りをつけようということで、岩手県のできればおおつち山田町に行ってみたい。可能であれば私たちがなし得ることや子どもたちとの交流等々

を含めた、そういう可能性があるのかどうかということも両町長にお聞きしてみたいというふうに思っています。できるかどうかは分かりませんが、こんなところから動きが継続して起きてくるのではないかと考えていますので、ある意味では、またいろいろなご意見を議員各位からもお聞かせ願いたいと考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子。

○8番（西山由美子君）分かりました。時間がありませんので、最後に宮城県の星消防長から昨年、石巻の消防署で作成した震災記録のこんなに分厚い冊子が送られてきた中に、星消防長は、3月11日の時は、次長だったのです。4月1日付で消防長に任命されて、その職員の皆さんも震災真っただ中、対応真っただ中の皆さんへ訓示というのですが、それがあって、その中で私は本当にちょっと公務員、公務員という見方をしてはいけませんが、感動したことがあるのですが、3つあります。1つは、当たり前のことと判断したものは報告でよい。1つ、今一番やってはいけないこと。それは考え過ぎて何もしないこと。1つ、想定外のことばかりの事象ですが、今いる署員で何か方法がないか、それぞれ知恵を絞って行動してみてください。行動を起こしての失敗は私なり、組織で責任を取ります。もうこれがいかに本当に職員たちがどれだけの思いで毎日毎日、ご遺体探しに明け暮れたかという、その指揮を執る人のすごい訓示なんだなと思いました。

次の質問に移りたいと思います。

本町の各施設における個人情報の取り扱いについて、町長にお伺いします。

「個人情報」とは、生存する個人に関する氏名、生年月日、その他の記述により、特定の個人を識別することができるものを指します。

平成15年4月、国はこの個人情報の利用が高度情報通信社会の進展に伴い、著しく拡大していることから、個人情報の適正な取り扱いに関し、基本方針の作成を定め、個人の権利利益を保護することを目的とした法律を施行しました。

本町においても、個人情報保護条例が策定されて10年がたとうとしています。この間、この条例の取り扱いについては、さまざまな問題点が指摘され、法に対する「過剰反応」との批判も聞かれます。本町において問題はないのか。その現状と課題について、町長に伺います。

1つ目、町が主催する各祝賀会などの出席者名簿や町内会などの自治会や、各団体の会員名簿への取り扱いをどう考えているか。

2つ目、教育現場における個人情報の取り扱いはどのようになされているか。

3つ目、福祉的住民サービスの対象者への周知や申請について、現状はどのようになっているか。

以上の3点です。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「本町の各施策における個人情報の取り扱い」について、個人情報の保護に関する法律並びに町の条例の制定経過を踏まえ、3点にわたってお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、個人情報保護は、ご承知のとおり「個人の人格尊重」の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであり、法律では、個人情報取扱事業者の遵守すべき義務などを定め、一方、町の条例では、事業者や町民の責務とあわせて、条例では「実施機関」と規定

しておりますが、町や教育委員会、議会などの機関が遵守すべき事項について定めております。

端的に言いますと民間事業者は法律、地方公共団体などの行政機関については条例が適用されることとなります。

なお、個人情報保護条例と情報公開条例を混同される方がおられますが、個人情報保護条例は、町などの機関が収集した個人の情報は保護されなければならないことを規定しているのに対し、情報公開条例は、個人情報を除き、町が保有する公文書を積極的に公開し情報を共有することによって、公正で開かれたまちづくりを推進しようとするものであり、対象とする情報が異なっております。

少々前置きが長くなりましたが、これらを整理した上で回答させていただきます。

まず、1点目に、町が主催する祝賀会などの出席者名簿、自治会や各団体の会員名簿への取り扱いについての考え方についてお尋ねがございました。

名簿などの個人情報については、原則として、利用目的を明らかにし、本人から直接、利用目的達成に必要な範囲内で収集し、目的以外に利用することや、外部への提供をしてはならない扱いとしております。

ただし、あらかじめ本人の同意を得た場合については、例えば、出席者名簿を会場で提供することができることになっております。

自治会や各団体の会員名簿への取り扱いに関するお尋ねもございましたが、これは町が保有する名簿を自治会や各団体などに提供できるかどうかという趣旨のご質問だと理解し、お答えをさせていただきます。

町が収集する個人情報は、基本的に町が特定の事業を実施するため、本人の同意を得て収集したものでありますが、町を信頼して提供いただいた情報を外部に提供することは、情報提供者と町との信頼関係を損なうこと、また、情報の流出や紛失などといった事故、そのことにより犯罪などに発展しかねませんので、慎重に取り扱うべきものと考えております。

2点目に「教育現場における個人情報の取り扱い」についてお尋ねがございました。

教育現場におきましても、利用の目的達成に必要な範囲で個人情報を適正に取り扱っているところでございます。

特に、児童生徒などの情報漏えいは、大きな事件・事故につながるおそれがありますので、特に、電子情報管理や利用の適正化については、細心の注意を払っているところでございます。

また、学校における緊急連絡網などの配布については、事前に保護者への説明を行い、ご理解をいただくなどして、対応させていただいております。

3点目に、福祉的住民サービスの対象者への周知や申請の現状についてお尋ねがございました。

特定の目的で収集した情報であっても、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められ、他の法令に抵触しない範囲内で、サービスの案内など、町内部で利用できることとなっております。なお、当然のことではございますが、その名簿をもって申請行為があったものと取り扱うことはできません。

最後にご質問の中で、個人情報保護についての「過剰反応」について触れられておりま

した。過剰反応とは、法の定め以上に個人情報の提供などを控えてしまうことでありますが、個人情報保護条例については、個人の権利利益の保護と公正で民主的な町政の推進に資するために設けたものであり、個人情報の有用性にも配慮しながら、今後とも個人情報の適正な取り扱いに努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） それでは、項目に従いまして、何点か再質問します。

1点目の町が主催する各祝賀会などでの名簿ですが、これについてのお答えがちょっとはっきりしなかったのですが、成人式とか、敬老祭とか、そういう祝賀会は、ある意味、町民同士の交流の場でもあると思うのです。ところが出席して、私たちは来賓としてお伺いしますが、どういう方が出席しているか、お祝いの言葉を述べたくてもなかなか一致しないとか、そういうこともありますし、そこに参加されている方も同じような思いもあると思うのですが、名前だけ、個人情報というのは、個人と特定できるおそれのある、おそれというか、生年月日とか、いろいろなことがあります。名前だけを結婚式みたいにそこに出席した人の名前だけを出すことが、どういう弊害になるのか、その辺、何のおそれがあるのか、その辺をもう一度お伺いいたします。

それから、自治会の名簿、あるいは団体というのは、いろいろな団体がありますが、障がい者の団体とか、そういう団体が例えば現時点の、ちょっと分けて考えます。例えば、町内会だとしますと必ず動きがあります。出入りがあります。それから亡くなったり、生まれたりという動きがあります。そして、町では地域で行政と連携して見守りしましょうという各福祉の施策の中でもそういう呼びかけがあります。見守りをしましょうと言っても、この小さい町内会で、一体誰がどういう世帯で、どういう方が住んでいるか分からなければ、とても難しい。ただ情報として、それを開示してしまうと本当にいろいろな個人にとってよくないこともありますから、それはできないですが、その辺とても難しいとは思いますが、何て言うのか、事業をしていくにあたって、町内会も各団体も会員を知る必要がある時は、どういうふうなやり方でできるのか、まったくできないのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 個人情報をまず収集するというので、その目的のため情報を提供いただくということです。その利用について、例えば、回答の中でお話しましたが、出席者名簿に使わせていただきますということの本人の同意を案内の時に出して、得るなどすれば出席者名簿を作成するということは問題ないということでございます。

それから、町内会の自治会との町が連携しながら、いろいろな事業をやるにあたって情報まわってこないとなかなかそれが弊害となってしまうというような主旨のご質問がございましたが、基本的に守秘義務といいますか、町が情報をいただいて、それが例えば実施機関というのが町ですとか、教育委員会とか、そういうところですが、その内部で使うにしてもその個人のそういう権利ですとか、利益を損なうことがないと認められた場合について、そういった情報を使うということです。内部であってもやみくもに使うというような扱いにはしてございません。町内会とのそういった事業を行うにあたって例えば情報を新たに得るとか、そういった場合についても、そういった旨をあらかじめ提示し

た中で、同意を得た中で、情報を共有し合うということは可能だと考えています。

それともう1点、守秘義務、先ほどちょっと触れたのですが、守秘義務についてなのですが、例えば、民生委員の方ですと民生委員の法的に守秘義務が規定されていますが、町内会の自治会の方ですとか、そういった方については、守秘義務が課せられておりませんので、その辺がきちんと守秘義務が確保されるというようなことがあれば、それについては、情報を例えば共有しあうとか、そういったことも考えられない訳ではないということ、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 例えば、がん検診とかに必ずありますね。個人情報同意、個人情報利用の目的ということで5つほどありますね。各保健事業の実施案内、それから、保健師による訪問、健診の精密検査の受診干渉や受診状況の紹介、健診の制度管理、疫学的調査、これを同意、同意というのは、そしたら先ほどの元に戻って祝賀会とか、そういうのは、同意が求められれば名簿はつくれるということなのですか、そしたら、今つくっていないということは、その同意はどうなっているのでしょうか。

それから、町内会は役員とかもしょっちゅう替わりますし、守秘義務といっても、それは文章的にそういう約束事がきちんと表示されればできるということですか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） ちょっと答弁調整しているようですので、敬老祭のことについては、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

敬老祭は、ご存じのとおり開催方法を見直してというようなことの中から飲食を共にする開催方法を今年は3年目を迎えて実施をしております。その中には、やはり参加者の中からもそうですが、お手伝いをいただく方からも名簿をいただきたいというような話は耳にはしていたところでありますが、今、総務課長のほうからもご説明をいたしましたように、案内のはがきの中に名簿を作成してよいかどうか、載せてよいかどうかという項目は設けておりませんので、実際に名簿を作成しておりません。また、ご存じのとおりうどんやそばの提供もしていただいていたたり、あと車いすでお越しになるかどうかという回答欄もあったり、すごくはがきの中ではちょっと難しいということは考えておまして、実施していないのですが、その対応としましては、各テーブルにお手伝いをいただいておりますボランティアさん方に参加者のテーブルごとの名簿をお渡しして、テーブルごとか50音順かちょっと忘れましたがお渡しして、あの人来ているんだろうかどうかというようにお答えをしていただくようにボランティアの方にはお渡しをしている。終わりましたら、その名簿を回収しているという方法では、今の段階では実施しております。今後、今の総務課長の答弁でどうしても必要だということであれば、本人からの同意の意思表示欄も設けなければならないのかと思っておりますが、けっこうな数の案内の中にどうしても実施日というのは、決まっておりますので、いつまでに返信をいただくという期限を設けさせていただかなければならない。その期限を設けた時に、やはり返ってこない方が相当数おまして、その確認には、やはり電話でしないとならないということになると電話で聞いたことが良かったのか、悪かったのかということもあまして、非常に難しく二の足を踏んでいるというところがございます。全体、町の考え方といいますか、成人式もそうでしょうが、いろいろな中で、統一した中で対応していかなければならないと

思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） ただいま、福祉保健課長から具体的な部分の説明をさせていただきましたが、先ほどの名簿をどういうふうにすれば出せるのかという部分でございますが、これについては、先ほどから町長の答弁の中でもございましたが、例えば、同意をとって出せばいいということになれば、名簿の完成度は例えば1人、2人とは限らないですが、私はだめですとなるとそれがちゃんとした名簿なのか、それでもいいのかというところの部分でございますが、そういう部分でいけば、同意をとれば可能性的にはある。

それともう1つ、守秘義務のことをお話しましたが、町内会長とか、そういう部分の団体の方の部分、これは守秘義務については、民生委員のこともございましたが、我々地方公務員の部分、国家公務員もそうですが、それはそれぞれの法律によって、守秘義務というのは、うたわれておりますから、その部分でしぼられている部分があります。もちろんそれで情報を漏らすことになれば、それなりの罰則は出てくる。ただ、町内会長の方は、民間の方でございますので、もし町内会で知り得たこと。職種として知り得たことを話しても、守秘義務の部分には引っ掛かりませんので、そういう面で言ったら、今例えば、民生委員とかの話はされましたが、我々公務員、地方公務員とか、公務員については、別の法律でしぼられているという部分がありますので、税法の部分では税法の部分でしぼられているということもあって、その範囲からはずれていけばそれは構わないという考え方ですが、今その情報漏えいよりも町の知り得ている部分で、皆さんに提供するか、町内会に提供するかという部分でいけば、地方公務員法でしぼられてくるから難しいという話でもございまして、住民の方が全部、町内会長であろうが全部が知り得れる情報とは、例えそれは公職という部分であっても、公職って公という意味の公ですよ、役場の公職ではなくて、そういう部分では、しぼられないということになりますので、一緒にはできないという考え方のもとで守秘義務という言葉を使わせてもらっています。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 時間もありませんので、皆さんいろいろなものにしぼられていて気の毒になってきましたが、項目が上下しますが、福祉課のほうでお答えいただいたので、ちょっとそれでは小さなことですが、福祉のほうのことでお伺いしますが、例えば今、民生委員さんのお話が出ました。民生委員さんは、各担当地区を生活保護の方とか、身体障がい者の方、高齢者の一人暮らしの方たちを見守る役割があつて訪問しているそうですが、民生委員の方たちは、何の名簿を使っているのでしょうか。それと社会福祉協議会で行われている事業があります。例えば、歳末たすけあいの一環として、まごころプレゼントというのがあります。ずいぶん昔ですが、うちの主人も一応身体障がい者ですから、突然、のし袋にお金が入っているのを届けられたことがあつて、本当に戸惑ったことがありましたが、それは2回ぐらいで終わって、多分検討されたのだと思うのですが、今、ひとり親の方と一人住まいの方でしたか、まごころプレゼントがありますが、例えばひとり親家庭の把握人数の世帯数がけっこう違っているのです。例えば、それはちょっと個人的になかなか言いづらいことなのですが、そういうのをもらっていないという方がいらっしやいました。それで、例えば24年の訓子府社協だよりには、歳末たすけあいで、ひとり親世帯が32件という報告があります。24年3月末の町の決算のあれでは5

4件になっています。例えば、これぐらいの開きがあって、どうやって名簿が突き合わされているのか、ちょっとその辺をお伺いします。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） まず、民生委員の関係で、名簿等はどこから情報を手に入れているかということでございますが、これは民生委員が独自に各担当地区をまわりまして7月と12月だったと思いますが、その内容現在で70歳以上の高齢者ひとり世帯と夫婦世帯、それから母子世帯ということで、各担当地区をまわっていただいて、その数字が、民生委員が集めたものが民生委員の活動の名簿となっております。町として、訓子府町の合計人数といえますか、地域ごとの人数とかのお知らせはしておりますが、そこが開きがある場合はということで、確認もしていただいておりますが、町の情報というのは、いわゆる住民基本台帳法上の記録でありまして、同一世帯に住んでいても世帯を分離していると住民票上ではひとり親とか、ひとり世帯というようなこととなりますので、民生委員は、実際にお家に出向いて、その家庭の状況を把握してきますので、住民票上ではひとり世帯ですが、一緒に住んでいるということになれば、ひとり世帯にならないとか、そういう違いが出てくるのだと思っております。

それから、社会福祉協議会でやっておりますまごころプレゼントということですが、これは今、民生委員が集めた名簿によって、確か、ふれあい昼食会、クリスマスお楽しみ会、それから今言いました歳末まごころプレゼントということもそうですが、その民生委員さんの集めた名簿で配付をしているということでありまして、例えば、決算書で言っているひとり親世帯の54世帯というのは、今見ていないので確かではないかもしれないですが、もしかするとそれは、ひとり親の家庭の医療費の関係かもしれないので、先ほど言ったような世帯で、実態がどうかということで、数字が違ってくるのかもしれないですが、時間がないので終わらせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○8番（西山由美子君） 時間配分がまた悪くて、まだまだ聞きたいこと、言いたいことがあったのですが、次回にまわします。これで私の質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 8番、西山由美子君の質問が終わりました。

次に、10番、上原豊茂君の発言を許します。

○10番（上原豊茂君） 10番、上原です。心の準備ができていませんでしたので、私の一般質問通告書に従いまして質問を進めてまいりたいと思います。

1点目であります。

「町の未来づくり」の施策についてであります。

近年の自然的・人為的災害による生活環境への不安に加え、国政においては、TPP参加、福祉政策の後退、憲法改正への表明など、国民にとって、将来を見通せないことによる不安感が増大していると思います。このような不安要素を自治体の政策が払拭できるとは思いますが、今回の提示された町政執行方針に町の未来づくりに3つの基本姿勢を掲げ、町行政として、その継続性を重点に施策を示したものと受け止めております。

平成の大合併の混乱が止まぬ中で、自治体再編への動きもあり、少子高齢化に加え、都市中心の政策は、さらなる地方の疲弊につながると思っています。町の存亡をも念頭において、生き残りを目指す施策への取り組みが必要との考えから「町の未来づくり」につい

て、町長の所信を伺いたいと思います。

1点目は、町民にやさしいまちづくり。

2点目は、少子高齢化の中で人口の維持対策と生産人口の拡大について。

3点目は、町の施策と町民コンセンサスについてであります。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町の未来づくりの施策について」のお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

1点目の「町民にやさしいまちづくり」についてであります。議員が前段で触れられている国政が掲げる各種施策の表明は、町民にも将来への不安感が増大していることは議員の言われるとおりと思っておりますが、町民の身近な生活を守り、支えることが地方自治体の最も重要な役割の1つであり、そういう中では小さいながらも議会とも連携し、町村会など関係団体を通じ、声をあげていきたいと考えているところであります。特に本町の基幹産業である農業への壊滅的な影響が予想されるTPP・環太平洋連携協定への参加を早い段階で決断する表明に関しては「聖域なき関税撤廃」が前提ではないとしても、すべての重要品目が関税撤廃から除外されるなどの情報がないことやアメリカ以外の参加国の意向が見えない中で、TPP協定への参加交渉については、断固反対すべきことを関係機関に要請したところであります。

また、道州制基本法案が今国会に提出される方針との報道もなされているところであり、法案骨子では、道州制の導入について具体的な検討に着手するため、検討の基本的方向及び手続を定め必要な法整備について定めることを目的とし、基礎自治体を市町村の区域を基礎として設置し、従来の市町村の事務及び都道府県から承継した事務を処理する基礎的な地方公共団体と定義されています。

平成の大合併の際にも言われておりました基礎的自治体を大規模化することが本当に地域にとって幸せなのか、地勢や地域を無視し協議と合意を得ない法整備が民主的な立法政策と言えるのか疑問が残るところでございます。私は町民の顔が見え、小さくともキラリと輝き町民にやさしいまちづくりを目指して各種施策を進めておりますので、各種の機会を通じて意見表明してまいりたいと考えております。

こうした時代の大きな変革期にある中ではございますが、いかなる時であっても安定的な地方自治とぶれない町政運営が求められており、町の未来づくりを町政執行方針でお示した「1. 果敢な挑戦と町民本位の町政推進」「2. まちづくり目標実現に向けた実行力の発揮」「3. 戦略的な予算執行と財源の有効活用」の3本の矢を持ち、町民みんなで進めてまいるところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目の「少子高齢化の中で人口の維持対策と生産人口の拡大」についてでございますが、本町の少子高齢化は平成25年1月現在で高齢化率が32.5パーセント、年少人口は12.4パーセントとなっており、全国的な傾向と同様に推移しています。

人口減少につきましては、国勢調査では、昭和55年からの30年間で2,141人、27.5パーセントの人口減少があり、道内の市を除く町村と比較すると減少率は緩和しており、管内町村の比較では減少率が大きい状況となっておりますのでございます。

また、平成19年から平成25年までの人口減少につきましては、平成24年までは70人から160人の間で人口減少が進んでいきましたが、平成25年1月現在では、人口減

少が前年と比較し31人と大幅に緩和されています。原因としては、社会的現象である転出者が170人、転入者が190人で20人が増加したことが考えられ、特に0歳から9歳の増加が23人と突出していることが挙げられます。この現象が一過性のものか継続するかは今後の推移を注視していく必要があると考えているところであります。

一方、生産年齢区分の減少率は、毎年100人程度減少しており、平成25年1月現在で前年と比較し49人の減少と緩和しています。

主な要因では、社会現象である15歳から19歳の年齢区分が転出入で13人の減少と緩和されたことや25歳から34歳の年齢区分で17人増加し、生産年齢区分では8名増加したことなどが挙げられますが、団塊の世代が老年人口区分に編入していく現象にはどの地域も同様であり、本町においても60歳から64歳の人口は480人と突出しており、今後も生産年齢人口の減少は続くことは予想されます。

このような中で、就任以来、子どもを産み育てたいと思う施策や子どもの成長にあわせた福祉、医療、教育施策を実施し、さらに幼保一体化施設整備に向け具体的な準備を進めるなど、総合的な子育て施策を進めてまいります。

また、本町の基幹産業は農業であり、基盤整備等をはじめとした農業振興、関連する産業の発展、商業との連携、さらには、後継者対策を含めて確かな未来につながるまちづくりを進めてまいるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

3点目の「町の政策と町民コンセンサス」についてであります。町の政策は、長期的な大きな方向としては、議決いただいている第5次訓子府町総合計画により進めるものと考えていますが、中期的な各種計画、施策につきましては、私の政策としてマニフェストで掲げさせていただいた項目を中心に関係各課や庁内組織、場合によっては専門家を交えた町民組織で検討、議論していただくとともに「まちづくり推進会議」、「夜間町長室」、「ふるさと懇談会」、「町ホームページ『町長室』」や本年度から実施する「<sup>くるまぎ</sup>車座トーク」などの広聴機会や各種団体の会合等、あらゆる機会を通じ提案し合意形成に努め、議会提案させていただいているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、ご質問のありました3点について、お答えをいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 質問をいただきましたが、昼食の時間が迫っておりますので、残りは午後から行っていただきたいと思っております。

ここで、昼食のため休憩いたします。

引き続き、午後から一般質問を行いますので、傍聴者の皆さんもご参集願えればありがたいと思っております。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは、休憩を解き、会議を継続いたします。

引き続き、一般質問を行います。

10番、上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） それでは、午前中に引き続きまして、ご回答いただきました私

の質問に対する再質問を進めていきたいというふうに思います。

まず、1点目、町民にやさしいまちづくりの件であります。

最近は、お金で大きな価値が評価されるという状況にあります。国家権力から国民の権利を守る憲法の原則に立脚し、地方自治の本旨に基づいた自治体運営の努力、これは高く評価するところであります。また、これからは町民にやさしいまちづくりの原点だと私は信じております。そこで、先ほど回答いただきました中でもありますが、幅広い世代にそれぞれの施策の実践をしてきたというのが実態であります。今、これからの施策を世代ごとにするということから一步踏み出しまして、この施策をつないでいく、連結するという作業が行政に求められているのではないかとこのように感じているところであります。世代間の連携ですとか、社会における役割分担、また、情報も含めた世代をわたった共有、それらを行政が一步踏み込んで実践に移していくということが大切でないかと思う訳であります。これらについての考えを伺いたい訳であります。例えば、今、いたるところに公園があります。どの公園にも子どもたちが遊ぶ遊具が並んでいる。まさに公園は子どもの遊ぶところというイメージが強い訳であります。この高齢化社会の中では、年寄りが憩う場という発想の転換、そこで世代の交流が行われたり、さまざまな知恵の伝承等が行われるというような、そういう場所になっていくという発想転換が必要でないかというふうに私は考えますが、これらも含めて行政として、何か考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 非常に難しい質問というふうに考えています。いつも私がお話をさせていただくように、町民にやさしいまちづくりというのは、私ども地方自治体をもっとも求められているのは、1つは、憲法25条でいう生存権、これは行政としての責任ではないのか。同時に憲法26条でいっている教育に対する責任と義務を果たすという、これは私どもが行政が憲法上では、守らなければならない。やらなければならない最優先とする課題ではないのかと思いますから、その点でいいますと町民にやさしいまちづくりは、すべての人にとってやさしいまちづくりというものをどういうふうに具体的にしていくのかということではないか。福祉、教育はもちろんでございますが、そこを底支えする産業政策等含めて、豊かな町をつくっていくということが、そういうトータルとしては、そういう考え方ではないのかというふうに思います。議員もある意味では心配されているように、政策がある意味では、子どもなら子どもという点での分断、あるいは青年、そして一般の成人の方、高齢世帯というふうに、それぞれの領域ごとの政策があったとしても一元的にトータルとして、町としてとらえる。あるいは、家庭としてとらえる場合も1つの政策として、共有しあえるような、そういったことが必要なのではないのかというの、まったく同感でございます。その点で言うと私が今、町民にやさしいまちづくりの1つの典型でいいますとすべての子どもの医療費を無料にします。そして、児童センターに見られるようにすべての小学生たちが、そこで生活して放課後の生活を安心して過ごせるような遊びを中心とした生活をします等々の政策というのは、乳児とか、幼児とか、小学生とかというだけではなくて、子ども全体をとらえていくということを私は意識しているものでございますので、それらを含めて、まちづくりが、あるいは地域づくりが、それぞれの領域部分を網羅したトータルとしての政策をつくっていく必要性というの

は、私自身も強く感じておりますが、まずは、子どもたちからということで行っているところですが、これはすべての領域にわたって、今後、具体化していく状況にきているのではないかと思えてなりません。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） 今、町長が言われたように非常に難しい課題かとは私自身も思っております。まずは、やはり自然体で町民が知恵の伝承ですとか、今どきの情報交換ですとか、そういうことができる状況をつくらなければならないんだという認識に立った行政運営が必要でないかというふうに強く感じているところでございます。

もう1つ、視点を変えて考えてみたのですが、とかく高齢になっていくですとか、いろいろな情報が人を介さないで取得できる。そういう社会現象の中で、世代がそれぞれ孤立していく。前段の提案と発言とかぶってくるのですが、世代が孤立するのではないか。していくのではないかというふうに思う訳であります。そういう意味では、さまざまな立場を超えた仲間づくりというのが求められてくるだろう。ここで何ができるのだろうというふうに考えました。私はやはり全町的に全町民的な視点でこれらのことを考えたら、やはり社会教育というエリアの中で、町民交流のプランニングをしていくということが、一番いいのではないかというふうに思いますが、この辺についての考えがあればお聞かせをいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 確かに今議員が言われるように今いろいろな意味での社会が多様化して、また人々が孤立していく中で、さまざまな立場を離れた中での人との交流が重要だということは、私自身も認識しているところでございます。さらに言えば、議員言われるように社会教育、人は一生学びの人間だとか、動物だという部分でございまして、そのことをとらえた中でいけば、社会教育の重要性というのは、ますますこれから大切なものとだというふうに思っております。

1つだけ例をとらせていただきますとうちの中で訓子府青年協議会というのがございます。それはまさしくそれぞれの立場は離れて交流を図っている1つのかたまりの1つとしてはそうで、世代間ではないけど1つの立場を離れた交流の場は、脈々とうちの伝統として続いているということで言えば、この辺も含めて、青年連絡協議会が例えば、町の公民館でやっている若がえり学級などとの高齢者との交流などを今後含めながら、その辺の世代間を超えた交流を図っていくようなことも方策を考えていきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） どの町もおそらくは町民に受け入れられる町民にやさしいということを頭の中に入れながら、まちづくりを進めているというふうに思います。私はやはり「訓子府ならでは」と言えるような、他の自治体とはっきり差別化できるような、そういう政策を取り込んでいってほしいということを考え、期待をしたいというふうに思います。

次の2点目であります。

人口維持対策と生産人口の拡大の関係であります。

まず、人口を増やすという前提に仕事を確保するという課題がある訳であります。以前もそういう提案に対して非常に難しいという回答をいただいたことがございます。仕事

をつくるということはさておきまして、まず、大事なのは、先ほど回答いただきましたが、若い世代がしっかりと根付いていくということが大切だと思う訳であります。そういう意味では、急ぐべき対策として、町における独身者の出会いの場をどう確保するのか。産業ですとか、職壁等の区分でなくして、町全体としての対策を打つ必要があるだろうというふうに思う訳であります。まず、大事なのは、うちの町をどうPRするかということだと思っておりますが、私のようにここで生れ育った人間にとって、何が他の自治体と違うのかと言ってもなかなか思い浮かばないということがありますが、先に常任委員会でクノールの現社長さんらと会話した時に、訓子府はすばらしいということで、いくつもの例をあげていただきました。これはやはり他で生活して訓子府に入ってきた人でなければ感じられないということがたくさんあるんだなというふうに思う訳であります。訓子府の魅力はどう発見し、どうPRするのか。うちの町をPRするのかという点では、こういううちの町に移り住んでくれた人たち、そういう人たちの評価、意見をしっかりとまとめていく。それをもってうちの町をPRし、独身者にさらなる出会いのチャンスをつくるきっかけにしてもらうという、そういう作業が必要でないかというふうに思う訳ですが、これらに対してのもし取り組み等の案があれば出していただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 先ほどの質問にも関連して、例えば、町として、訓子府ならではの差別化できるようなまちづくり、トータルとしてのまちづくりを考えてはどうかということも関連してなのですが、例えば、社会教育、私が担当していた社会教育時代も少年教育、青年教育、成人教育、芸術、文化という、そういう対象別の領域で割り切って、事業を組んでいたということがございますし、今は私も不勉強で分かりませんが、しかし、基本的には、そういう対象年齢別の社会教育実践というのが、行政の教育のプログラムの中でもそういうのが優先されてきたのではないのか。それは改めて町とか、地域の町民とか、男女を超えて、夫婦を超えたそういう全体として学んでいくという、そういうものをどうつくっていくかということが、ものすごく大事なのではないかと思っておりますので、これは、私どものまちづくりというか、一般行政においても、これらは意図していかなければならないのではないのか。

例えば、最近、担い手、今日は谷本会長が来ていませんが、中心になりまして、家族協定の話や風連の方とか、農業試験場、それから普及所の普及員などを招いていく人かが家族協定を結んでいく。かつては、自分の子どもを若い夫婦が子育て、自分の手で育てることができないという不満、しかしまた、年寄りや遊んでばかり、ゲートボールばかりやって、子どもを見てくれないという不満、農協の組織も、例えば実践会と青年部、フレッシュミズ、婦人部というふうに分かれる。それが1つになってなかなかできないという、それで両方が出ていくことができない。夫人とフレッシュミズが一緒に出ていくと家の中が空になるとか、いろいろなさまざまな年齢構成の中での困難と思える部分というのは、私はたくさんあるのではないのか。そういう中で、単に農業経営を移譲したから、自分たちはゲートボールやパークゴルフをやるというだけではなくて、それぞれの家庭における役割、あるいは分担を若い人も一線を退いた高齢者も家庭の中で役割を担っていくという、そういう協定づくりを今、国を含めて普及所も何とかしていこうということが訓子府を1つのモデルとして、先ほどの普及センターからも私のほうに話がきていますが、そう

いう動きというのは、やはり時代がある意味では分断されてきた状況が1つは地域とか、家庭とかということによって求められてきているのではないのか。そこはきちんと見極めながら、難しい問題がたくさんありますが、一緒になって地域の問題を地域ぐるみで、あるいは夫婦で一緒になって考えていくというような環境醸成をこれは行政も教育行政もしていかなければならないんだらうなということが、最初の質問の中で私が感じているところです。

それから2点目の若い人たちの出会いの場を町全体として考えていくということをもっと訓子府自体をPRしていく必要があるのではないのか。私もよそから来た人間ですので、訓子府が好きで好きでたまらなくて、この町に一生骨を埋めるという覚悟をした1人ですから、言われるまでもなく、本当にこの町って素敵な町だなと思っている1人ですので、これは広報を含めて、町のパンフレットも含めて、今まではそういう点では、町の行政情報とか統計情報を中心のところがありました。改めて訓子府の良さをアピールしていくということをやっていききたいというふうに思います。

それから、もう1つは、我々とか上原議員の世代というのは、結婚問題に対して、行政がとやかくやるというのは、余計なお世話だというような考え方だったのがやはりあったと思うのです。それは、結婚はあくまでもプライベートなことだと。行政が嫁探しやあるいは何と言うのでしょうか、いろいろなお節介みみたいなことをすることが、本当にいいのかという議論はずっとありましたが、佐藤町政の時から、青少年の人生相談、結婚相談等々の行政的に立ち上げてから、ずっと今、行政あるいは農業委員会が中心になってやっていますので、これらも含めて、やはり町をPRする。若者が自信を持って、この町の良さを受け止めて、農業やあるいは生産、そして、すべての領域において、頑張れるような状況づくりをするということは当然のことだと思いますので、これからも努力してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） ぜひ、そういう意味では、この件についての一步を踏み出していただきたいというふうに思います。

先ほどの回答の中にもありました生産人口の減と言う実態だということでもあります。確かに年齢がどんどん高くなっていく。いわゆる社会的な生産年齢の概念からすると生産人口が減っていく状況になるということがいえると思う訳であります。しかし、その概念を取っ払って実質的な生産人口、要するに所得を得るために働く、働ける人たちを働いてもらえる働ける環境をつくるということが、いわゆる私の思っている生産人口を増やすというところな訳であります。そういう意味では、私はあまり広いいろいろな職種についての知識はありません。例えば、自分が農民でありますから、農業という職業に限定して話せば、第一線を退いていく人たちがどんどん増えてくる訳です。当然、団塊の世代がまさにそこにいる訳ですから、そういう人たちの持っている知恵と技術というのは、はっきり申し上げて科学的な対応では太刀打ちできないすばらしいものがある訳であります。私はやはり、うちの町がさらに一步前進するために、このパワーを使わない手はないだらう。元気な、これを言うと年寄りに叱られるでしょうが、元気な年寄りには、頑張って働いてもらおう。そして、その見返りとして、孫に何かを買ってやれるような、そういう利益、所得を得られる。そういう状況をつくっていく。そういう発想から何ができるかという取り組

みが必要でないかというふうに思う訳であります。ぜひ、これらについても行政がひとつそのきっかけをつくっていく。なかなか先ほども町長からありましたように、農業をやっているでも第一線を退く。そうなればじゃまにならない程度に食べていける、楽しんでいくというところに視点が行きがちな訳ですが、そのこのところをもう1つ方向転換するためには、具体的な作業といいますか、力が必要でないかというふうに思う訳であります。そういう意味で、ぜひ行政がそのきっかけづくりをしていく必要があるのではないかというふうに思う訳であります。その点について、そういう取り組み発想があるのかどうか。お聞かせをいただければと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 絶えずいつも頭の中にその辺のことが頭にこびりついて離れないというのが実態でございます。これは農協が合併して間もなく10年がたとうとしています。その中で生産額等をみても訓子府というのは、過去の歴史をさかのぼってもかんたんな生産者のご努力と力によって、ここまできているという状況ですが、一方でやはり今、6次産業化の問題がなっていますが、そういう余剰の力を、余剰というのは失礼かもしれませんが、どういうふうに発揮させるのか。例えば、津野町であります。今回「満点の星」というのをスタートしました。津野町で生産した高齢者の生産物、これはかなり品質の高いものを求めているようですが、これらが高知市場に出回るような仕組みをつくっていきました。これを何度か見させていただいて、うちの町が北見でこれでやれるかどうかということだったら、やはりもう一歩自信が持てない。それはやはり北海道の場合は、圧倒的多数の生産者がもう農協と一体化の中で進めている。是非はともかくとして。それら的高齢の方たちが、手間暇でやった、ある意味での孫にこずかいをやるような状況でそれを発展させていけるような仕組みというのは、何とかつくれないかというのは、私自身も非常に感じているところでございますので、もう少しお時間をいただきながら、何とかこれらが具体化されるような努力を私自身も努めていきたいというふうに考えております。

それからもう1点、ちょっと総体としての関連なのですが、参考のために、私はこの質問を受けて企画財政課長に人口の推移を含めて、ちょっと細かな推移を推計をしてくださいかということで調べてもらっています。例えば、これは質問には直接関係あるかどうか分かりませんが、合併前と合併後であります。人口の減少率で申しますと例えば、本町でございますと平成19年、5,994人だったのが5,491人になっていますが、減少率でいうと訓子府町は5.82%であります。しかし、北見に合併した町村でございますとどうなのかという留辺蘂が実に11.7%、1割強が減少しておりますし、常呂町が8.52%ですから、これもまたけっこうな減少率がこの6、7年の間に続いてきている。さらにまた、端野町でございますとこれは5.05%ですから、私どもの町の減少率より少ない。それから、置戸町も7.06%の減少率です。しかし、人数的に言いますと一定の人口を超えた、少なくなると例えば4千という数なり、3,500という数があると減少は500とか、そんなかたちではいけないということが分かりますので、その点でいうと本町が合併しないで何とかここまで努力しているということの皆さんのがんばりが1つはこの数字に出ているのではないかと。それからもう1つ特徴的なことでございますと例えば、幼児、年少人口の10歳までの0歳から10歳までの転出者、例えば平成24年中というこ

とですが、10人の子どもたちが出ていっている訳です。しかし、逆に転入者は33名なのです。それから生産人口でいっている11歳から65歳まででいくと転出が142名な訳です。入ってきているのが154名なのです。それから66歳以上の高齢人口でいいますと出ていった方は22名の入ってきた方は7名ですから、こういうのを見ているとこれは1年限りのことかもしれませんが、着実にわずかとは言いながら、この子どもたちの人口、そして生産人口が増えてきている。同時に66歳を越した方々の減少率というのはやはりかなり強い。すなわち、本町においては、退職した後に北見やあるいは息子夫婦のところに行くというケースがやはり多いのではないのか。それから生産人口でいいますとかなり農家の若者が北見やいろいろなところから戻ってきたり、それから一緒に住むようだということが、統計的には見えてきているし、それに子どもがついてきている。こういったことが地味な政策ですが、非常に子育てのしやすい環境をつくっていかうということやってきたことが、まだまだはっきり断定はできませんが、ある意味では、いろいろな可能性を私は今、出てきているのではないかと思いますので、これらも善意にとらえながら、さらにこの数が安定し発展していくような、先ほどいいました行政がそのきっかけづくりをつくっていきたくて考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） 今の示された数字に満足することなく、さらにしっかりとした体制づくりをしていただきたいと思います。同時に先ほどの回答の中にありましたが、さまざまな環境の中で、訓子府の町を評価し、ここに住んでいただけるような人たちをしっかりと受け止める体制づくり、気構えも必要だと思いますので、ぜひ、そういう状況環境もつくっていただきたいと思います。

時間が非常にありませんが、3点目の町の政策と町民コンセンサスの関係であります。まちづくりの未来づくりというのに町民の参加というのは、欠くことができないというふうに考えておりますが、今、まちづくり推進会議、町長の諮問機関として、動いております。いろいろなことを町民からの声、また、行政としての発信ということも行っている訳ですが、やはり未来に向かって、しっかりとした町民の理解を得ながら、政策を選択していくという点では、住民の願いと執行者の思いというのが、どういうふうに一致できるのか。それこそが未来発展の原点となるだろうと思いますので、私はまちづくり推進会議がさらに発展し、町民発想のプロジェクトチームというのが設立されていくというようなかたちにもっていったらどうか。そういう方向に進めるべく努力をしていく必要があるのではないかとこのように思います。同時にいろいろな意味で町民が行政に直接きちんと参加していくという意識を持っていただくためにも、かねてより町長が提唱しております自治基本条例の制定ということに向けても一歩を踏み出す必要があるだろうというふうに思います。また、同時に今、盛んにここに説明員の方々、町職員の給与の問題というのがとりださされておりますが、確かに国の政策というのは何たるものだというふうに私は思います。思います。必ずしも私が思っている考えと同じ人たちばかりではありませんし、当然そこに歩調をあわすべきだという発想もあって当然かとも思います。そういう中で非常に職員としてモチベーションが落ちるといってもあろうかと思いますが、ここでひと踏ん張りして何で給与を下げなければならないんだ。町民からそういう声をもらえるような、そういう頑張りをしていただきたいと期待するところでもあります。そういう意味

で、先ほど前段で言いましたまちづくり推進会議のさらなる発展といいますか、町民発想のプロジェクトチームができるような方向付けにという考えについて、何かあればお示しをいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） まちづくり推進会議もさることながら、私はこの施政方針といましようか、執行方針の中でも申し上げましたように、まちづくりの要は職員だというふうに思っています。町長がいくら吠えても職員がその気にならなかつたら、私は良いまちづくりはできない。この間、中学校の3年生に税の学習をしていただいて、私どもの職員が講師で国の税、町の税、北海道の税はどんな状況なのか。素晴らしい資料をつくっていただきました。冒頭に私は子どもたちの前で2クラス、1学級ずつやったのですが、言いましたが、今言ったようにこの町が素敵な町かどうか、良い町かどうかというのは、町長もさることながら、それ以上に職員の質が問われていると言いました。これによって違う。今日のこの資料は素晴らしい資料を職員がつくってくれました。あなた方が分からないこと。税の分からないことがあったら、たくさん質問してください。この質問に答えられないような職員はうちの町にはおりませんと子どもたちの前で言いました。私はそれは胸を張って言ったつもりでおりますので、これは単に税の職員だけではなくて、町職員90数名の全体が今のそのことではないかなと思っています。もちろんその責任者である私自身の質も問われていることは申し上げるまでもございませませんが、私は職員に期待するところは大変多いというのが1点目であります。

もう1点ですが、まちづくり推進会議は、いろいろな経過を経て、議論を経て、一昨年からスタートをさせていただきました。その点で言いますと私がマニフェストであげた町の将来は町民の総意で決めるんだということは、すなわちそれは、自治基本条例なり、まちづくり推進条例なりの条例を投票条例も含めて頭の中に入れておりました。しかし、答申の中で、それは時期尚早だということもございまして、この2年間、まちづくり推進会議は行政の情報提供、これを中心にしなが、予算もさることながら、行政の課題を提供しながら議論していただいて意見をいただく。それから、参加している29名のまちづくり推進委員の皆さん方からも意見をいただいて、予算やまちづくりに反映させるという仕組みをとってまいりました。この次、25年度からは、1つは、住民基本条例といましようか、少なくとも投票条例を頭に入れます。そして、皆さんにご努力いただくということが1点。それともう1点は、行政が情報を提供するというか、課題を提供するだけではなくて、それぞれの地域でもっている何としてもさまざまな例えば限界集落の問題を1つあげても、それから、見守りの体制を含めても、それぞれの実践会や地域で抱えている課題を全体の中で議論していく。そういう中で1つの方向性を町民とともにつくっていくということを私はこの2年間は大事なまちづくり推進会議ではないかなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） 実際には、まだまだこれから深く入りたいという思いもありますが、時間がございませので、2つ目の一般質問のほうに移らせていただきます。

2点目は、子どもの成長と学びの環境づくりについてであります。

高齢化率の高まる中で、町の将来を担う子どもたちへの期待は大きくなっています。し

かし、子どもの育ちの環境は良いとは思えません。

社会経済の悪化や大人の期待と思惑の中で、たくさんのストレスを受けていると思われるます。

それぞれの個性が認められ健やかな成長ができるよう、その環境づくりの施策の実施と支援強化が必要と考えます。

次の点について、教育長の所信を伺いたい。

1点目は、平等な学びと育ち環境の提供であります。

2点目は、安全で安心な学習環境維持への取り組み。

3点目として、育ちに関わる機関の連携強化。

4点目は、こども未来課の位置付けであります。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「子どもの成長と学びの環境づくり」について、大きく4点のお尋ねをいただきましたので、お答えをいたします。

現在、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化し、これまでの「大量生産・流通・消費社会」から競争と技術革新が絶え間なく起こる「知識基盤社会」へと変革しつつあり、子どもたちも今までは「与えられた情報を短期間に理解し、再生し、反復すること」が求められていましたが、これからは、「幅広い知識と柔軟な思考力に基づく新しい知や価値を創造する能力」が求められています。

また、物質的な豊かさや便利さの中で生活する一方で、学校生活、家庭での学習などで時間をとられ、自覚がない中で「心のゆとり」を失い、多かれ少なかれストレスを抱えた状況が生じていると認識しております。

また、社会経済状況が悪化する中、経済的な理由でのストレスを抱える子どもたちも増えており、これらをケアしながら学校教育を進めていく必要があると考えております。

まず、1点目の「平等な学びと育ちへ向けた環境の提供」についてのお尋ねでございますが、教育基本法には、教育の機会均等を定めており、教育の機会が社会的身分などによって差別されないと規定しております。

教育における平等は、1つは「経済的な問題」2つ目は「身体的な問題」が挙げられます。

家庭の経済的な事情などによる就学支援の取り組みとしては、小中学校における就学援助制度があります。これは経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に学用品や給食費などを援助する制度で、新年度からは学用品等を国の基準の2分の1から全額とするなど制度拡充することで予算を計上し、きめ細かな対応に努めることとしております。この他に奨学資金制度があり、高校で月額1万5千円、大学で3万円を無利子で貸付する制度で、経済的理由などにより就学困難な方に対して教育の機会均等を図っております。

また「身体的な問題」の解消に向けては、障がいのある児童への教育的ニーズに応えるために各小学校に町単独予算を活用した支援員を配置し、学校生活や学習サポートを行い、児童・生徒一人ひとりに応じた学校環境づくりなどの充実を図っております。

今後も、町と連携を図りながら誰もが等しく安心して学べる環境づくりの取り組みを行っ

てまいります。

2点目の「安全で安心な学習環境維持への取り組み」についてのお尋ねでございますが、児童生徒が健全な教育環境の中で、安全で快適な学校生活を送れるような環境づくりや信頼される学校づくりが必要と考えております。ハード面として学校の施設整備では最優先で耐震工事を町内の各小中学校すべてで実施し、学校の安全確保を図っており、今後にも必要な学校施設整備を計画的に進めて安全・安心な学校づくりなどの環境整備に努めてまいります。

ソフト面では、防犯教育、防災教育、交通安全教育等の安全教育を充実し、自らの危険予測・回避能力を育て安全対策の充実を引き続き図ってまいります。

また、社会的な問題となっております「いじめ対策」については、いつでもどこでも起こりうる可能性があることから、日頃から子どもたちが発するシグナルを見逃さないように、学校、家庭、地域と連携した取り組みを引き続き進め、学校における危機管理の推進を図ってまいります。

さらに、信頼される学校づくりとして、教員の資質向上や指導力向上、社会変化に対応するための各種研修事業への支援を行い、安全・安心な学習・生活環境づくりに努めてまいります。

3点目の「育ちに関わる機関の連携強化」についてのお尋ねでございますが、本町は子育て支援センターを含め、保育園、幼稚園、小学校そして中学校と一貫して町立学校等で学ぶ体制となっており、そういう意味では、幼児期から義務教育まで学びの連続性を持った組織となっております。

この特徴を生かし、公開授業や校内研修での教師間の相互研鑽や「ふれあい広場」での幼稚園・訓子府小学校・居武士小学校の園児と児童の交流、中学3年生と幼稚園児のふれあいなどを実施しており、今後においても幼保小中などの一層の連携強化を図り、地域特性を活かした子育て支援体制の推進に努めてまいります。

4点目に「こども未来課の位置づけ」についてお尋ねでございますが、子ども、子育てに関しては、福祉、教育、保健・医療など多面的な施策を講じることが重要だと考えております。

こども未来課の位置づけとしては、子ども・子育てに関する施策のうち、就学前の保育及び教育、児童の放課後・週末活動対策、子育て支援などの施策を総合的に担当する部署として考えております。

本町におきましては、子ども・子育て環境の充実を図るため、幼保一体化施設整備をめざし、公立の「認定こども園」に対する国の補助制度創設などの要請を行っておりますが、いまだに財政支援措置など制度体系が不透明な状況にありますことから、今後、制度や財源確保の<sup>め</sup>目途が立ち、施設整備が具体的に<sup>な</sup>ってきた段階で、課の設置を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上、お尋ねのありました4点につきまして、お答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） 今、私の質問にご回答いただきました。再質問を十分な時間がないので、何点かについて、伺いたいと思います。

子どもたちが平等に学び育つということは、うちの町の将来が見えてくるということまさに一体化しているように私は思います。そういう意味では、経済的なストレス、身体的ストレス等々さまざまなことがあろうかと思いますが、ぜひ、トータルでそういう子どもたちのシグナルをしっかり受け止めながら、子ども、さらには保護者との相談業務を持ち続けられるような体制をとっていただければというふうに思うところであります。

時間がないので、一括して行いますが、2番目の安全で安心な学習環境の維持の関係であります。さまざまなハード、ソフト面での対策をとっているというのは、私も知るところであります。先ほど教育長も言っておりますが、回答の中で申しておりましたが、最近、非常にいじめ、体罰、虐待等々が頻繁に報道され、それぞれ何たることかという、心を痛めるところであります。子どもたちの中で起きることが、すべて子どもたちの中に原因があるというふうにとらえている節があるのではないかなというふうに思う訳であります。私はある専門の新聞の中、また、その現場に身を置いている人たちの声として、耳にしたこと目にしたことがあります。例えば、教育現場の本音からという原稿の中で、子どもたちのいじめの前に教師同士のいじめがある。それに対しては、子どもたちというのは、非常に敏感だという、そういう訴えがありました。自分たちと違う、価値観の違う人間を排除しようとするを言っている訳であります。この中で、この原因と思われるというのが、ルールのない中での競争は、この原因となっている。子どもたちもそういう状況にある。ルールをもって競い合うということ避けるというのが現状でないかというふうにご記事の中にはありました。これはどういうふうにとらえるかというのは非常に個々に違うかと思いますが、そういう問題があるという、内在しているということです。もう1つは、例えばこれは大人社会、我々もありますが、いろいろな会話の中で、例えば自分の好き嫌いを表現する。子どもを見ている教師という立場で、子どもが周りにいる時に、自分の好き嫌いを表現することで、非常に子どもが傷を負う。心に傷を負っているという現実があるということをお聞かせされました。本人たちは大人ですから、例えば異性にしても、ああゆうタイプが好き、こういうタイプが嫌い。それはそれでいいでしょう。でも、子どもはその先生を慕い、そこからいろいろなことを学んでいる訳です。その子どもたちにとっては、その自分の前にいる教える人の好みのエリアから外れているということで非常に傷付き、そういうところからいろいろないじめだとか、そういうものが起きているということも聞かされました。こういうこともしっかりと今まで子どもの立場からばかりいろいろなことを考えるのではなくして、もう一歩踏み込んだ大人社会の問題ということもしっかり分析し、対策を練る必要があるというふうに私は思いますが、これらについて、教育長の考え方があればお聞かせをいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず、前段の子どもの平等の学びの点でも若干のご質問をいただいて、私自身も上原議員言われるように私たちの町の子どもは、私たちの町の未来を担う宝だという意識を常に持っております。そのためには、子どもの豊かな成長並びに育む心を育てるというのが、私たちの教育委員会の使命だと思っておりますので、そのことに関しては、一層努力しながら努めてまいりたいと思っております。

それと今、いじめに関連していろいろな記事、論評を含めた上原議員の考えもご意見等もいただきました。確かにいじめというのは、その背景には、子どもだけではない社会的

な環境だとか、家庭でのしつけ、いろいろなことが複合的に絡んだものがいじめに至っているというような状況がなっているというのが、今のいじめの原因ではないかと私自身も思っております。いじめそのものは、私自身なくなることはない。先ほども言っているように、いつでも起こり得るということは、認識している。ただ、いじめ自体を認めてはいけないというか、それはなくすことは絶対だと。決して許されるものではないという考えは、まずご理解いただきたいと思えます。

それと子どもだけの原因ではなく、教師同士のいじめとかがルールのない競争の中でもってのことというのがございますが、私自身、確かに子どもだけではなくて、教育長に就任して5カ月程度ですが、学校現場におきまして、私自身感じたことは、学校現場の教育の最大の環境づくりというのは、教師同士ではないか。教師の資質向上や教師の子どもに対する一人ひとりの思いやりが、やはり最大の環境づくりと思っておりますので、その辺を含めて今後、教員の資質向上を含めて教育委員会としても支援してまいりたいと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○10番（上原豊茂君） 以上で私の一般質問を終わりますが、点だけでなく、線、面という視点で支援していただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） 10番、上原豊茂君の質問が終わりました。

ここで、午後2時10分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

次は、9番、山本朝英君の発言を許します。

9番、山本朝英君。

○9番（山本朝英君） それでは、通告書に基づきまして、一般質問を行いたいと思えます。冒頭に修正をお願いしたいのですが、1)と一番最初に入れて、次のページに2、3と入っていますが、この最初の1がないというか、これをとっていただきまして、次の2、3、4のところ順番に1、2、3と入れていただければ幸いかと。勝手なのですが。もう1点、この事業について、新しい事業ですので、これからの予算の中で十分承知の上での質問ですので、現在までに分かる範囲でお願いをしていただければ幸いかと思えます。

それでは、早速行いたいと思えます。

はじめに、町政執行方針における道路整備についてお伺いをしたいと思います。

この事業というか、要請につきましては、約20年近く、長年、地域の方々から要望されてきた南7線道路、西17北号線から西26号線までを「道営柏丘地区農地整備事業」により、整備されることになり、日出、柏丘、高園、弥生の沿線の方々はじめ、周辺の農業の通い作や農産物の物流から車の流れなどが変わり、農業の町、訓子府にとって、将来とも大きく期待されているだけに、町民は早く整備計画や情報をもっと早く知りたいとい

う声が非常に多い訳でして、そのこともありまして冒頭にありますこの計画の中でも質問させていただきたいと思っています。また、新たに「道営訓子府西31号線地区農地整備事業」により、農道保全機能診断を実施するとありますが、説明の中では、概ね分かりませんが、一般町民はなかなかどういう事業なのだということもよく聞かれますので、このこともあわせてお伺いをしたいと思っています。

次のページになりますが、1)にさせていただきまして、最近、どこの地区でもゲリラ的な集中的豪雨があり、横断管や従来整備された道路のトラフなどは必ず詰まったり、オーバーフローしたりしているのがありますが、この南7線では、どのように考えているのか、今までの経過も含めて考えがあれば伺いたいと思います。

それから、2番目には、この南7線の事業は、4、5年でやりたいと話を聞いておりますが、4、5年かかるとは思います、できることなら地元の業者ができるものは受けてもらえるような方法がないのかどうか、その点についても伺いたいと思います。

3番目に、この事業に予算の前倒しとありますが、国の補正等がよく騒がれています、これについては、どのようになっているのか。もし、補正が出たとするならば、どういう事業の進め方になるのかもあわせて、お伺いをしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町政執行方針における道路整備」について、4点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「道営柏丘北地区農地整備事業と道営訓子府西31号線地区農地整備事業の事業内容」についてでございます。道営柏丘北地区農地整備事業は、南7線の道路整備を実施するものでありまして、3月下旬には法手続きが終了し、本年度事業採択になる予定となっております。

この道路整備に関しましては、北海道や道議会議員、そして地域の皆さまのご協力により、車道幅員5.5m、全幅8.0mの全線二車線として整備することが認められました。

事業概要としましては、平成25年度～29年度までの事業期間で、西17号線から西26号線までの4,995mを整備し、総事業費9億5千万円、うち地元負担として、22.5%の2億1千375万円を見込んでおり、事業主体が北海道で道路改良及び舗装整備を実施することになっております。

今後のスケジュールとしましては、本年度は主に調査設計を行い、平成26年度から平成29年度までの間で実際の工事が行われる予定になっております。

次に、道営訓子府西31号線地区農地整備事業は、町道西31号線の傷んだ道路を補修する事業内容で、柏丘北地区と同様に北海道が事業主体となっております。

本年度は、道路の機能診断のため、道路の被害状況の調査、対策の検討を行い、西31号線の道道北見置戸線から南9線間についての点検診断を実施し、事業費1千万円、うち地元負担として、22.5%の225万円となっているところでございます。

実際の工事は、平成27年度から補修工事に入る予定となっておりますが、具体的な工法や工期、事業量、事業費については、機能診断の結果によりまして決定されることとなります。

次に、2点目の「南7線の横断管や道路側溝のトラフはどのようにしているのか」についてでございますが、横断管や道路側溝は、北海道農政部の農道設計指針により設計さ

れ、国の補助事業であることから経済的な設計となることが考えられます。

しかしながら、近年の集中豪雨は、恒常的な傾向でありますので、国や北海道に対し、実態にあった設計をしていただくように今後も要請をしまいたいと考えているところでございます。

次に、3点目の「工事請負業者は地元業者でできないか」についてであります。事業主体は、北海道であり工事発注もオホーツク総合振興局で行うこととなりますので、工事請負費に対するランク付けと一般競争などの入札であることから一定の基準をクリアした業者の入札となりますが、北海道には、地元業者が入札に参加ができるよう、今後も要望していきたいと考えているところでございます。

次に、4点目の「南7線の事業は、予算の前倒しはなるか」についてでございます。

当初の事業計画時点では、事業期間が10年間とか20年間とか説明でありましたが、現時点での計画では、5年間となっております。

しかしながら、国費の予算状況や補正予算により、工事期間が変更となる場合も考えられます。

今後の国の予算動向も不明ではありますが、事業計画の期間内であります平成29年度までに事業が完了するよう国や北海道に要請を続けてまいりたいと考えております。また、これらの状況に対して、南7線沿線住民、実践会の支援と協力を一層お願いするところでございます。

以上、お尋ねのあった4点についてお答えをさせていただきましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 冒頭申し上げましたように約20年かかって、やっと皆さんが期待を持てる事業が取り組むようになったと皆さん大変喜んでおります。そこで、余分な話ですが、この道路は、町長のマニフェストの1つですから、いつになったらできるのかと思ってすいぶん心配をしたのですが、このように着手するということに対して、マニフェストの1つが良い結果に終わったなと思っています。また、これからのこの事業予算の関係等々もあろうということだと思っておりますが、この事業の今どこからはじまるのかとまた心配するのです。何とか俺の近くからとか、バス路線から進まるようにならないのかとか、それは町長が決めることだとは言っていますが、その件についても、そういう計画とか何かあればちょっと伺いたいなと思っております。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） この事業の非常に厳しい客観的な状況というのは、もう山本議員も十分、私以上にご存じだということ踏まえて答弁させていただきますが、当初は私自身が最初にお願した時点でも幅員が4.5mという状況でございましたし、長大路線で約5kmにわたる区間でございますから、町長これは5年なんてとんでもない。早くて10年、20年ということも考えてもらわないとだめだということが一般的でございましたが、今の状況の中で先ほど答弁したとおりでございます。原則的には17号の東側から順次進めていくということで、基本的な考え方です。ただ状況によっては、真ん中から入るということも、これは考えられますが、とりあえずは、私どもが間違いのないところでは、北見市側の17号から26号のほうに向かって農試の入口のほうまで進めていくとい

う考え方が現時点の正しいとらえ方だというふうに理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 我々も今までの農道整備等々で考えますと非常に、これは時々いうのですが、最近のように、我々にしてみるとゲリラ的な豪雨が例えば去年の我々のところに雹<sup>ひょう</sup>がきた時には、1時間にすると自分のところは100mmを超えている。福野の川畑君のところも大体そのぐらいの量なんです。19号を超えると70mmぐらい。風防林を超えていくと50mm、駒里のほうにいくとちょうどいい雨、ちょっと足りないなというような、そんなような、最近はそういうものなんですよ。このゲリラ豪雨というのはね。各事業の中で昔からそうなんです、50年に一度の豪雨災害を目指して設計をしたというのは、これはもう昔の話で、今はそんなことでは全然、現場というのはもたないのです。ですから100年に1回でもどうかというようなぐらい、そういうゲリラ豪雨的なところがありまして、先ほど町長の答弁にありましたように、そのことも当然踏まえて、この中にあります横断管だとか、トラフなんかもあふれてしまう。この事業については、おそらく7線もあそこが整備されますと側溝ができてトラフだとか、ずっと終末のほうにいきますとオーバーフロー、例えば、高園から弥生のほうへ行くとあの辺の水がおそらく北のほうへいくと太田川のほうへ流れていくんだと思いますが、今までより、今までは道路を横断して流れた水が今度は集中して側溝を伝って白糠線から下へおりて太田川に入るのだと思いますが、そういうふうになると急激な水量が一気にいくというようなことで、今までの太田川が暴れたより、まだひどくなるなということを考えるとまずそういった終末の雨量のことを考えると何と言うのですか、付帯工事的なものを入れられるものは組み込んでおくべきでないか。もしこれがそういうことがなければ今、各所で起きている災害がすべてそういうことですね。土管が詰まって飲み込めない。オーバーフローして畑に入ることがあるので、その点は担当課はいろいろな経験をしていますから十分承知の上だと思いますが、最近さらにシストセンチウの畑がある火山灰で土盛りして整地をして行かないようにはしていますが、そういった病原菌のあるそうか病もそうですが、そういう水が隣の畑に入っていく、そうか病が増える、シストセンチウが増えるということになりますので、ぜひその点も支庁や道に十分説明をして、そういう1回整備したからもう町は手をかけなくてもいいぐらいの整備をしておいてもらおうと非常に助かる。経費のこともあるものですから、最近法面もきちんと草を生やさないと、ちょっと手抜きのような、昔から見ると経費を落とすためなのでしょうが、そういうことがありますし、自分のところでも水が流れなくてたまって、そこに土砂がたまって掘り上げなければならないとか、随所どこでもあるのですが、できるだけそういうことのデータ等々も含めて上のほうに極力その中にはめ込んでもらえるような、ぜひ体制をとってもらいたいと思いますが、そういう点について、何かこういうような方法でやって要請をしたいというようなことがあれば、課長で町長でなくてもいいです。課長のほうが現場を知っていますから、ぜひお願いしたい。ちょっと答弁をもらえればと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 議員ご指摘のとおり最近の集中豪雨等で横断管の崩壊とか、埋設とか、事例をたくさん見ている状況であります。ただ、この事業につきましては、道営事業ということで、国の補助金が入ってきます。55%になりますが、そういう

点から基本的には、補助事業の場合において工事をやれることについては、必ず会計検査が入るといふことがありますので、まずは、工事自体は経済的な設計をする。基本的に過大な設計をしないというのが建前でございますので、現段階としては、経済的な設計で基本的な部分を設計されるというふうに理解しております。この経済的な設計の基準であります、北海道に答弁で申し上げてまいりましたとおり北海道の農道指針、これが24年4月1日に出しております。これが4月1日から適用されておりますし、問題点はどこにあるかということではありますが、大雨資料の基準自体が実は古い基準であります。これは雨の統計をしてから平成20年までの期間の大雨資料というような基準となっております。ここでこの資料を基準として、側溝がこれの基準の3年、先ほど50年といたしましたが、基本的には側溝は3年、それと横断管は5年というような基準をもとに設計をされるということですので、まずは、誠に申し訳ないのですが、このような設計で最初はじまるのかな。ただ、議員言われますとおり最近の集中豪雨と言うのは、言葉で表せない部分が多々あるということ踏まえまして、これも答弁でお答えしましたとおり実態にあった設計をしていただくように今後も強く要請をしていきたいというふうに思います。また、道道の農道整備ではありませんが、災害復旧工事の場合でもある排水路については、毎年、災害復旧で直した後にまた施設が壊れているという状況もありますので、先ほど、町長が違う部分でPPPの自民党の政調会で要望することを言われていましたし、その中で項目の1つとして、今後、国、または代議士のほうに要請をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 議員さん、大変ずうずうしい町長だという噂も道庁の中にはありますので、やっと予算を認めていただいて幅員も何とかしてもらった。さらに立て続けに今お話した排水の問題や業者指定も地元業者うんぬんということは、今の時点ではちょっと私は大々的に言える立場ではありませんので、まずは予算をお認めいただいて、その上で地元の人たちも声を上げていただきたいということでは、実態主義に基づいて、やはり工事してほしい。少々の金がかかったとしても、それはやっていただきたいということは強く求めていきたいと思っております。ぜひ、道のほうも調査にまた来ますから、地元の声を上げていただきたいです。今、末のほうで農林商工課長が言ったように、一貫して今年もやりますが、例えば、災害復旧はこの時点で水があふれている。その前の年にこの時点まで水がきている。そしたら災害復旧はこの時点までしかやらないから、こっちの上のほうまでかさ上げしてくれと話しています。それからこことここが崩れたから、こことここは直すが、この間は直さない。それをこことここを直したら、真ん中またいくじゃないか。そして、今までの一番高い水位のところまで直してくださいといったら、これは災害復旧というのは、現状に戻すという考えかただと。私は農林水産省の査定官のところまで乗り込んでいって、何という考えかだ、おかしいんじゃないかと。毎年毎年同じ修繕を、例えば紅葉川なんかでいったら、何千万円もかけてきているじゃないか。これこそ税金の無駄じゃないかということも申し上げております。これは政権も替わったこともありますから、今回は強靱化でかなりそれらのところも緩和すると去年の自民党の政調会でもそういう話をしていましたので、今年は念押しも含めて、これらのことをやはり強く言いながら実態にあったことをやはりやってもらおうということ強く声を出していきます。

で、どうぞお力添えをお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 力添えはできないんですが、ぜひこれも町民のためだと我々思うのです。終末をきちんとしておけば、どんな整備をしても心配なくいいのですが、今、町長が言われたように、元のように復旧するだけということは、同じことを繰り返すことなので、ぜひ、町長の説得でその方向に向けてさらなる努力をお願いしたいと思っています。

次に、できたらあまり地元というあまり言葉よくないかもしれませんが、近間の業者というようなことがいいのかと思います。あまり深くはしませんが、ジョイントを組んでもそういうのはできないとなっているのですか。よく分からないのですが、参考にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ジョイントは私は可能ではないかなというふうに思いますが、とにかく工事の状況によりますが、工事のランクによって1つの割り振りが決まっていくという問題もありますから、うちの町の例えば大手でいっていると久島、丸建、それから本社は北見にあります。北成等につきましてこのランク付けでいくと非常に事業によっては、なかなか入り込めないということがありますが、ジョイントによって入っていけるという可能性もあります。ただ私がいつも言うのは、例えば、畑総事業や農業基盤整備でどんどん火山灰を入れたりチップを入れて、そして暗渠を完成していく。うちの町で7.5%なり10%なり金を払っているのに、ほかの町のトラックがどんどん行き来するというのは、何と不愉快なことかと言う話は絶えずしていますから、これはそれ以上のことは言えませんが、何とかしても地元の業者に配慮をしてもらいたい。それから、暗渠等については、今度は農協が事業主体になりますから、事業を受けますから農協である意味では割り振りしたりとか資材確保や業者うんぬんということも出てきますので、この辺は、農協についてもこれらの配慮をぜひ考えていただきたいということは、再三にわたって言っておりますので、地元の業者も大変な努力をして訓子府町はある一定の目標の暗渠等の農業基盤整備は進んできているという状況でございますので、一層今の意見を心にとめながら発言をして訴えてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 格付けのほうで説明させていただきます。ランク付けでAランク、Bランク、Cランク、Dランクということで、農業土木があります。Aランクについては、町内業者1社、Bランクについては、町内業者、先ほど町長3業者言いましたので、残っている2つということで、7千万円以上の工事の場合については、ジョイントをすれば受けられるということになるということですので、よろしく申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 地元でそういうことがとれるとするなら、町がいろいろ経費をかけた分ちゃんとある程度は戻ってくると思いますし、農家もよくなる。地元の業者もよくなるということですから、当然、町もよくなるということにつながってくると思いますので、ぜひ努力をしていただきたいと思っています。

3番目になりますが、我々はそんなこと先の先まで読んでどうのとはいいませんが、予算の補正の6月か7月に何か大きながあると思うのですが、これによって多少の補正と

か、もしあった場合に、この事業を進めることができるのか。それとも計画どおりで進むのか。そこらもう少し考え方だけでも伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 例えば、今、元気補助金とか、いろいろな問題が次から次へ経済対策できておりますので、町の全体の懸案事項の中で、何を優先にするべきかということは、これから私どもの中で原案を練って、その中で5年の例えば南7線が5年間だけではなくて3年でやるべきかどうかという判断をしなければならないと思うのですが、なかなか難しい問題等がありますので、これは国や道の考え方と時期の問題と受ける側の問題がありますので、含めて客観的な判断をさせていただきたいということ。これだけに突出して祈願を高めるということは、ここではお約束はできる中身のものではありませんので、ちょっとご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 冒頭、自分が言っている訳ですから、これから測量をして、すぐものに対して補正がきたら即やれるのか。測量の後ろから事業ができるかということをお考えしてみると自分はひどいなと。ひどいことを聞くなと思っていまして、反省をしておりますし、その時の状況にあわせて理解をしたいと思っています。

続いて2番目の質問に入りたいと思います。

私の質問は答弁簡単でございますので、感じたことで、私も感じたことで質問をしておりますので、そのまま続けてよろしいでしょうか。

それでは、2番目にこれも冒頭に謝っておきたいのですが、大変はずかしい話なのですが、私も歌ってはじめてこの歌のさらなる良さを感じたものですから、その感じたままをここで述べて今後についての考え方を伺いたい。質問の内容は、教育長にでございますが、この執行方針の中から、芸術文化振興の中から町民構成劇主題歌の「わが地・わが町訓子府」の今後の取り組みについて、あるいは考え方についてということでお伺いをしたいと思います。

この件については、昨年7月18日に訓子府町公民館落成30周年事業で、秋川雅史とN響メンバーによるコンサートに町民合唱団として、ここに教育委員長もいますが、バスが足りない時、強引に入れられたというか、させられたというか、そんな中で、今までは女声合唱団の歌を2回ほど聞いて、いい歌だなというような感覚でありまして、あまりのめり込んでいなかったのですが、この町民合唱団に参加させていただいてから、良い思い出になりました。歌う側は我々は3回ぐらい。それも1回の集りの中で2回ぐらいしか歌っていませんから、各パートがありますから、歌詞を見るのがやっと、音符を見るのがやっとという中で、そんな少ない練習でした。よく分かりませんが、少ない練習の中でも回を重ねることに訓子府の豊かな四季が思い出され、開拓時代も含めたすばらしい歌詞であり、また、30年前の作詞、作曲と思えないような歌詞なのです。これはここには書いていませんが、たまたま各パートそれぞれ何人かしかいませんから、それを覚えるためにDVDを使って、名前を言ってもいいと思うのですが、竹本君が訓子府の風景、あるいはコンバインの牛舎の風景などを全部撮りまして、施設も含めておりましたが、その中にその曲をためこんでくれた。その画像を見ながら練習をしたというのもありまして、回を重ねるごとにすばらしい歌詞だなと。よく30年前にこんな歌詞をつくったものだな。今でも

十分通じますし、こんないい歌があったんだと。これはやはりそのままにするのではなくて、この歌を何とかしたほうがいいなという感じから、今日一般質問をさせてもらっているのですが、誰が頼んだか分かりませんが、作詞、作曲の方はすごいな。この曲の最後のほうに、今でもやはり鮮明に覚えているのですが「明日を拓く大きな夢を遠い未来に伝えよう わが地わが町訓子府」とありますが、いつも町長がこういうようなことを言っているのかなという感じがしているのですが、この曲を聞いて感動をして泣いていたということを知りまして、自分は秋川さんの千の風を聞いて感動して泣いているのだと最初は思ったのです。よく聞いてみるといや違う。この「わが地・わが町訓子府」という曲を聞いて感動して泣けた。それを聞いて、年配の女性だったそうですが、胸が熱くなりまして、そういうことを考えると今後このすばらしい「わが地・わが町訓子府」の歌を風化させることなく、みんなで歌える訓子府の歌として、広く町民に広め、後世に歌い伝える大事な曲だと。これは決してこのままではならないと思って今回質問させていただき訳ですが、一般に歌というのは、1人で歌うとあの人上手だなというんですが、こういう曲というのは、皆で歌うことに価値がある。黙って歌っているだけで訓子府の風景だとか、町のことが思い出される。目に浮かんでくるというような曲で、これは何とか今の時代の方法で何とかならないかと何人かにちょっと聞いてみましたところ、非常に評判がいいのです。今まで自分がそんなこと恥ずかしいのですが、例えば、訓子府の四季の変わりだとか、例えば、機械化もそうですし、町の施設もそうですし、そういったものをDVDに入れて、そしてそれに歌詞を入れて誰も聞いて皆で歌える。こういう歌を本当に町の歌だというような感じもしますし、ちなみにDVDというのは、すごい高いのかと思ったら、原価300円だか400円、コピーするのかよく分かりませんが、そのぐらいでできるのです。やってもらう人には、ちょっと迷惑かけるのでしようが、そういうことから考えていくとこのことを取り上げて皆で歌う。ちなみに私のことになりましたが、娘も40歳近いのか、小さい時、10歳ぐらいの時に、さむさむまつりの時か何かに歌ったそうなのです。校歌は忘れたけど、その訓子府の歌は今でも覚えているのです。そういうことを考えると町長がよく行く札幌くんねっぷ会とか、東京訓子府倶楽部、そういったところにもこういうDVDを見せて、そして皆で歌う。演歌だと何人も歌えないですが、上手な人は全部歌える。これは全員で歌えるのです。皆で歌えますから、この曲は。そういういろいろなことを考えると何か教育委員会でもカラオケセットか何か用意するということですし、訓子府にカラオケグループもたくさんいる。あるいは今、我々同友会のほうでもよくいくと皆で歌う時があるのですが、DVDさえ持っていれば皆でどこでも歌えるということ、まだまだ夢は広がるのでしようが、子どもから大人まで歌える大事なこの歌を今後大きく広めて、町民に定着させたらどうなのか。勝手にこれは自分の判断ですが、そういう考えで今回質問させていただきました。どうか教育長の考えを伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま、山本議員から「町民構成劇主題歌の『わが地・わが町訓子府』の今後の取り組みについて」お尋ねがありましたので、お答えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、昨年の7月に公民館開館30周年記念事業として、「秋川雅史&NHK交響楽団メンバーによる弦楽五重奏名曲コンサート」を開催させていただき、大

成功のうちに終了することができました。

秋川さんの声量とその迫力には大変驚きましたが、町民で構成した合唱団43名による「千の風になって」はもちろんのこと「わが地・わが町訓子府」の大合唱も大変感動を呼んだところです。この「わが地・わが町訓子府」の歌は、昭和57年11月15日、現公民館の落成記念事業として、町民がつどい創る構成劇「わが地・わが町訓子府」の主題歌として歌われたものでございます。

今回の記念事業は、公民館利用団体による実行委員会体制や町民合唱団に支えられ、多くの収穫を得ることができましたが、教育委員会としましては、このような人と人との出会いを大切に、そして町民の心に響く「わが地・わが町訓子府」の歌を今後も機会あるごとに町民の皆さんに歌っていただけるよう、関係機関や団体等と協議しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 先ほど長い説明の中で話した訳ですが、この曲は町歌ではないんですが、本当の町の歌として、子どもから大人まで歌える。皆いつでもどこでもスナックでも歌えるというようなことになれば最後には、この町の歌を歌って、演歌を聞いて万歳して帰るのではなくて、これを歌って帰るといような、解散の時にでもそのようなことがいいのかな。

ちなみにちょっと話は変わりますが、可能かどうか分かりませんが、先ほど言った手前味噌のことなのですが、子どもの時に歌った曲というのは、今でも覚えていて、校歌は忘れたけど、これは覚えていると聞いた時に自分はショックを受けたのです。多分小学校の時ですから、そんな授業があった訳ではないと思いますが、もし、そういうことがあるとするならば、前段に申し上げたように、子どものうちに、ここで生まれ育って、札幌だ東京だへ行っても、こういう歌を子どものうちに聞いて、1年に1回か2回でも歌っておけば、遠くの地に行っても思い出してまた皆で歌えるかもしれないということから逆に考えていくと小学校の音楽の時間に年に1度か、6年間ありますから、2度でも入れたりするようなことは可能なのでしょうか。教育長ちょっと町長でもいいですが。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今「わが地・わが町訓子府」の関係で子どもが小さい時に歌うと将来にわたって大人になっても、この歌を歌えるようになるということで、故郷を想う気持ちを醸成できるのではないかというご質問だと思いますが、私自身あらためましてこの質問を受けまして「わが地・わが町訓子府」の歌詞を見ました。山本議員の言われるとおり質問の冒頭にご感想も書かれておられましたが、訓子府の豊かな自然や四季、そういう情景を映し出す歌詞だったり、開拓時代の先人たちが未来に託す思いが書き込まれたすばらしい歌詞だと私自身も思っております。それで、子どもたちに関する部分で申し上げますと子どもたちが故郷を大切にする気持ちというのは、非常に大切なことだと思いますが、今、学校授業での音楽の関係でご質問ありましたが、学校授業では、教育課程が決まっており、なかなか音楽の授業でこの歌を歌うというのは、大変厳しい状況ではないかと認識しております。ただ、そうは言っても先ほど言いましたように、子どもたちが故郷を大切にする気持ちというのは大切ですので、この「わが地・わが町訓子府」の歌だけには限らず、故郷に関する歌などを例えば音楽の授業以外の行事などで、歌うだけではな

く、先ほど山本議員からもご提案あった例えばDVDでそのことを流すようなことも含めて、そのことが可能かどうかを学校とも協議しながら今後検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○9番（山本朝英君） ぜひ、そういう方向で、この歌を風化させることなく大事な歌だと思いますし、歌詞も含めて考えてほしいと思います。その方向にがんばってもらいたいと思いますし、最後にどうもこの歌詞を見ていると菊池町長が目に浮かんで来てどうもならないのですが、そんなこと何かあったのですか、何かそんな感じなんです。この歌詞を何回も見ると。ちょっと何かあったら。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 答弁に立たないぞと思ったんですが、31年前に公民館がオープンの時に町民が集いつくる構成劇「わが地・わが町訓子府」の私は総監督でございましたので、この歌はもう訓子府をそのまま住み続けるか、あるいは訓子府を離れて札幌に戻るか、決断をせまられたほど厳しい状況の中で、農繁期の大変な時にこの構成劇をやった記憶がございまして、その時のカーテンコールや、あるいは最後のフィナーレの時のこの歌が女声合唱団のもとで歌われております。この歌をつくった人は多田徹さんと言いまして劇団風の子の代表で、一昨年に亡くなりましたが、実は世界児童演劇連盟の日本の代表をやられていた方でございますし、数々の戯曲の賞を文部大臣賞ももちろんですが、受けておられる方。お父様は海軍中将という大変な方が、この我が町に来て歩いて、そして歌詞をつくられたのが、この歌詞であります。もちろんその当時の台本もこの方がつくって、演劇の台本もつくっていただきました。そして、曲をつけたのが多田徹さんの弟の岸功さんという、これもまた児童演劇の舞台音楽では、大変著名な方で、この方も3年ほど前に亡くなりました。数多くの児童劇の歌をつくってございます。この人が遺稿で、遺稿集ではないのですが、遺稿舞台音楽集が亡くなってから発売になって、その1つの曲に、この「わが地・わが町訓子府」が吹きこまれて児童演劇関係者には買われたりだとか、私も1枚持っておりますが、使われているという状況でございます。それから「わが地・わが町訓子府」もそうですが、その後で女声合唱団は持ち歌として歌っていたのですが、開基90年の時に札幌交響楽団がはじめて本町に来て、子どもたちと一般も含めてスポーツセンターを会場にして演奏会がはじめてやられました。当時の議会で札幌交響楽団の演奏をやるには時期尚早という一般質問が出るぐらいの状況で、本町ではじめて札幌交響楽団を迎えた訳です。実際にその演奏が終わって町民合唱でこの時、札幌交響楽団が全部の楽譜をすなわち楽器の楽譜をつくって、交響楽用にこの楽譜をつくって、あの時に十数万円かかったと思うのですが、それで札幌交響楽団が演奏し、おそらくあの時の記憶では、百数十人の方が舞台上がって、そして「わが地・わが町訓子府」を歌い上げました。もちろんその時子どもたちも聞いていたでしょうし、おそらく二千人以上の町民の方が聞きに来ておりますので、その点では、議員のご子息が心に残ったというのがあるのではないかなというふうに思っています。今それから約30年近くがたって、この間の公民館の30年でこの歌が歌われて、そして議員が大変感動的な思いを受けたということについて、私自身も聞きながら非常に感ずるものがございました。ただ林教育長が言われたように、これを即授業で取り入れるかどうかということは、これは大変難しい問題があります。この曲

だけがいいのかという前に時間数として、これができるのかどうかということもありますが、いずれにしても私は広く町民の方がこの歌を愛唱歌として歌っていただけるようになったら素敵だなというふうに思うのは変わりありません。私の立場で申すならば、どうなのかという点で言うとこれから3年後に開基120年がやってきます。この時に、どうかたちの事業をこれからやらなければならないかというのは、町民的な議論をして開基120年を皆さんとともに祝いたいと思っています。先ほどの上原議員の一般質問の後でも私どもの控室で飯田委員長からもいろいろな意見が出て、まちづくり全体で世代を超えたまちづくりという点では、町民運動会を1回やりたいということをこれは私もそう思っているのですが、等々を含めて、これがいいかどうかは別ですが、そういう中で、例えばDVDの中でそれをふきこむとか、いろいろなことを含めて検討していったらいいのではないか。それまでに町民の多くの皆さんがこの歌を愛唱して、そういう世論がぜひ一層盛り上がりを見せていただいた中で、最終的に決断をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

○9番（山本朝英君） ぜひ、この大事な曲だと自分は思っているのですが、歌えば歌うほど何かこの中に取り込まれるような感じがする曲ですので、ぜひ皆さんも歌詞の中身で、こんな歌で自分も惚れ込んでいる歌なんてないのですが、すばらしい曲だということと風化させることなく、ぜひ今後前向きに取り組んでいただければいいかなと思います。ただやらせていますと休憩時間がありますから、休憩時間を残して私の質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 9番、山本朝英君の質問が終わりました。

ここで、午後3時10分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（橋本憲治君） 休憩を解き、会議を継続いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

次に、2番、佐藤静基君の発言を許します。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤静基。

平成25年度の町政執行方針に関する事項について、町長の考え方や取り組みについて伺いたいと思っております。

はじめに、1といたしまして、執行方針の7点目にございます「町民生活と向き合った『行政改革』をすすめます」とした中で、私が特に期待をしております「地域担当職員制度」についてであります。

この制度は、町民と行政の「協働のまちづくり」を推進するため、町内の各町内会、実践会に職員を配置して地域活動の活性化を図ることを目的として、平成20年7月から始まり、4年が経過いたしました現在5年目であります。

以下の件について考え方を伺いたいと思っております。

1として、発足以来、現在に至るまでの事業効果をどのように評価されているのか。

2として、担当職員の役割は何であると認識されているのか。また、職員が地域での意見や地域で感じたことの課題は、どのように処理し、町政に反映されることになっているのか。

3として、目的として、町民との相互の信頼関係を築くとありますが、2年ごとに職員の配置替えをする。この基準はどういうことなのか伺いたいと思います。

2点目として「東日本大震災復興財源」と「地方交付税」について、その影響や取り組み、考え方などについて伺います。

政府も国民も今後の最大の国家事業として、被災者の救済と被災地の復興に今年も25年の長期にわたり、25兆円規模の財源を元に本格的に取り組むところであります。この事業は、まさに国をあげての復興事業として、すべての国民が支援を行う体制となっております。

以下の件について、本町の対応や町長の考え方などについて伺いたいと思います。

1として、この事業の財源確保にあたり、国民に支援の負担を求める前に、まず、国家公務員自ら平成24年から2カ年間にわたり給与7.8%の削減を行い、それを地方自治体にも国の公務員並みの同率の削減の協力を求めていると思いますが、本町の対応はどのように行うのか。

2として、この取り組み方によっては、平成25年度の歳入にも影響があり、事業内容にも、その影響が出てくるものと懸念されるような内容であります。今年度の「予算案」の中では、どのようにしているのか。その対応について伺いたいと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、町政執行方針について、大きく2点のお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

まず1点目の「地域担当職員制度について、発足以来、現在に至るまでの事業効果をどのように評価しているのか」とのお尋ねでございました。この事業は、各町内会、実践会に職員を配置し、地域活動の活性化を目指すとともに、消防職を除く課長補佐以下の若手職員を中心に、職員自ら町に出向き町民の皆さんとの顔が見える関係を広げ、コミュニケーションの機会を積極的に増やしていこうとするもので、平成20年7月に開始し5年目を迎えています。はじめは職員にも、また、町内会、実践会にも戸惑いも見られたと感じているところですが、最近は高温の日が続いたり、大雪などの異常気象時には職員自ら地域の高齢者の安否確認などを行っているほか、職員が地域の高齢者から直接相談を受けるなど、制度として次第に定着してきていると考えているところでございます。

次に「地域担当職員の役割は何であると認識しているか。また、職員が地域での意見や感じたことの課題はどのように処理し、町政に反映されることになっているのか」とのお尋ねですが、この制度を実施するにあたり、担当職員の役割として「自治会と行政との連絡調整」「行政情報の提供」「地域活動の推進に関すること」の3点を実施要綱で定めるところです。

こうしたことを実践するために、休日や夜間の行事にも極力参加するよう努めておりますが、職員の本来の業務との調整や、職員自身の都合もあり、地域の要望に応えられない

場合も出てきています。

また、行政情報の提供という面では、広報紙などでは十分に伝えきれない内容を地域の方々にお知らせしていくことも重要な役割と考えているところであり、昨年度の地上デジタル放送への移行や医療情報キットの配置、住宅用火災警報器の設置などの情報を高齢者宅を訪問してお伝えしてきているところです。しかし、一方では、行政のさまざまな制度が複雑化している中で、十分な機能を果たせていないことも事実ですので、どのような対応が望ましいのか、今後も検討を重ねていく必要があるものと考えております。

また、職員がとらえた地域課題等については、相談役として配置されている地域担当課長や町民課への報告、さらには直接、業務の担当へ連絡するなど、速やかな対応に心掛けているところでございます。

次に「2年ごとに配置を替える基準はどういうことなのか」とのお尋ねですが、町民との相互の信頼関係を築くために、ある程度の期間が必要とは思いますが、初めに申し上げましたように、若手職員を中心に、職員自ら町に出向き、町民の皆さんとのコミュニケーションの機会を積極的に増やしていくために、より多くの地域を担当する必要もあり、2年程度で担当地域を替えることが適当ではないかと考えているところです。しかし、必要があれば地域の皆様や職員の意見なども聞きながら、さらに検討を加えていくことも考えなければなりません。

今後は、以前にも増して人口の減少や少子高齢化など、町内会、実践会共通の課題から、それぞれの地域特有の問題など、地域と行政が共通の認識に立って課題解決に取り組んでいく必要があると考えているところです。そのためにも地域担当職員が地域とのコミュニケーションを積極的にはかり、地域と行政のパイプ役になることを強く求められていると考えているところであります。

この制度は5年目を迎えましたが、町内会、実践会また職員にもその考え方に、まだまだ温度差も見られますが、単に行政機能としてだけでなく、役場職員と町民の皆様が気軽に本音で話し合える環境をつくっていくことが、より良いまちづくりにつながるものと考えておりますので、制度の一層の定着が図られるようにご理解とご協力をお願いいたします。

次に、2点目にお尋ねのありました「東日本大震災復興財源と地方交付税について」お答えをいたします。

はじめに「国家公務員の給与削減を踏まえて、地方公務員にも削減協力を求めているが、そのことに対する本町の対応」についてであります。

国家公務員については、国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する考えから、給与減額支給措置を平成24年4月から平成26年3月末までの2年間実施することとしております。

国家公務員の給与削減は、地方が既にこれまで取り組んできた給与や職員数の自主的な削減策を東日本大震災を契機に一時的に実施するものであります。

本町におきましても厳しい財政状況を鑑み、平成19年度から特別職、平成20年度からは一般職も加えて本俸をカットする給与の独自削減に取り組んでまいりました。

平成23年度までの4年間の削減額で申し上げますと、一般職では9,700万円、さらに職員不補充など人員削減分も加えますと1億数千万円に及んでおります。

今回、国が地方公共団体に対し求めているのは、一般職の給料に関しては、国家公務員の給与減額支給措置前の各団体のラスパイレス指数と措置後のラスパイレス指数との差が、各団体の給与水準が上昇したとみなし、平成25年7月から平成26年3月までの9か月間、この分を引き下げることであります。

また、一般職だけではなく、特別職、議員についても各団体の自主的判断において取り組むこと、臨時・非常勤職員についても勤務形態及び給与水準を鑑みて判断すること、さらに、一部事務組合や特殊法人などについても、国家公務員の給与水準を考慮して見直すよう求めています。

地方交付税への影響についてであります。市町村に関しては、国に準じた給与削減実施の有無に関わらず、基準財政需要額の概ね1.1%を全国一律に削減するというものであります。

ここで、若干、ラスパイレス指数についてご説明をさせていただきます。

ラスパイレス指数は、まず学歴別に経験年数区分ごとの国家公務員人数を国の平均給料月額と各自治体の平均給料月額、それぞれに乘じ、学歴ごとのそれらの額の合計を合わせて、比較した指数でございます。この経験年数区分は、10年未満までは1歳から3歳刻み、10年以上は5歳刻みとなっております。

国あるいは都市部では、職員数も多く、毎年平均的に職員を採用し、年齢別人数がほぼ一律であります。地方、特に小規模自治体では、財政状況などにより、採用する年、しない年があり、年齢ごとで人数にバラツキがございます。

このため、例えば、大卒の経験年数20年以上25年未満の年齢区分では、24年目の人数が多く、20年目の人数が少ないと平均給料が国の平均給料を上回り、結果として、この年齢区分の指数が高くなり、全体の指数を押し上げることとなります。

つまり、年齢ごとの給与水準では国を下回っていても、5歳刻みの年齢区分で比較すると指数が高くなるという現象が起きてしまうなど、ラスパイレス指数だけで各自治体の給与水準を推し測ることには無理があるといえます。

参考までに、国の給与減額支給措置前における、本町の指数は98.9と国の水準以下となっております。

このような中で、今回、国の削減措置を踏まえて、ラスパイレス指数が高くなる自治体は、給与水準を下げるよう要求することは、これまでの独自削減努力を無視するものであり、また、地方の固有財源であり、用途を限定しない一般財源である地方交付税を削減することに、ある意味では憤りを感じているところでございます。

しかしながら、国の今回の要求は、今年1月24日の閣議決定に基づくものであり、今後、北海道内、オホーツク管内の各自治体の動向を踏まえながら慎重に対応してまいります。

次に、「平成25年度予算案への影響」について、お尋ねがございました。

地方交付税につきましては、ご承知のとおり町の歳入の50%以上を占める財源であります。

国で策定する平成25年度地方財政計画では、地方公務員給与費の臨時特例として、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減実施を前提に、約8,504億円を削減し、これに見合った事業費を緊急課題への対応分として、3本の柱となる事業費を設

け、地方財政計画の歳出に約 8, 5 2 3 億円計上し、地方財政措置を講じることとしております。

1 本目は、東日本大震災復興特別会計に計上する「全国防災事業費」に地方債を約 9 7 3 億円、2 本目は、津波対策や学校耐震化の地方負担分に充てる「緊急防災・減災事業費」にも同様に地方債を約 4, 5 5 0 億円、そして 3 本目として、これまでの人件費削減努力を普通交付税に反映する「地域の元気づくり事業費」として、約 3, 0 0 0 億円が措置されることとなっております。

お尋ねのありました平成 2 5 年度予算案への影響についてであります。普通交付税算定にあたりましては、平成 2 4 年度の普通交付税算定に用いた単位費用のうち、給与費算定にかかわる単位費用について、国家公務員の給料の平均減額割合 7. 8 % が減額されることを見込んで予算計上しております。

なお、地域の元気づくり事業分につきましては、算定方法が未確定であることから、計上を見送らせていただいております。

以上、大きく 2 点のご質問に対するお答えとさせていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2 番（佐藤静基君） 1 点目の評価につきましては、訪問する側と訪問してもらう側がありまして、今の町長の答弁は概ね訪問する側としての評価であろうと思います。ご承知のように訪問の回数といたしましては、平成 2 0 年度は 7 月からですが 3 0 回、3 年後の 2 3 年度では 6 0 回となっています。この数字を見ますと全体的にある程度馴染んできているのかなという印象を受ける。そういう評価が大きいんだと思います。また、高齢者宅の年 1 回の見守りも定着したなどの評価が入っているのかと思います。私は人口 5, 5 0 0 の町として、この地域担当職員制度は行政としてすばらしい前向きな取り組みであって、その効果を大いに期待している 1 人でございます。ただ、配置された職員には、今の答弁にございましたように通常の業務時間外の仕事のためにいろいろと負担が多いことも伺っております。そこで職員が地域の課題などの解決に向かって取り組む、いわゆる行政マンとしての意識改革という面で、この 4 年間、どのように変わったと町長は認識されておられるか。また、この地域担当制により、町民の行政に対する思いはどのように変化したと受ける側です。その辺はどのように考えているのか。あらためてこの 2 点について、伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 以前にもこの質問に対してお答えしたかもしれませんが、この案については、非常にある意味では、良い意味でも悪い意味でも職員の中に抵抗感があったことは事実でございます。かつて農協の単協の時代に地域担当制を実施して、何年間かで取り止めたという経過も私はその時点から聞いておりましたが、いずれにしても職員の採用が地元生まれの地元育ちという時代から、広く全道、全国の職員が試験を受けて、そして、うちの町の職員として、採用になっているという状況は、もう特徴的な、訓子府出身というよりは訓子府町外出身の職員が多い。その中で、やはり地域を知る。地域の人々の顔を知ることが、いかに大事かということで私は非常に大事にしたいと思っております。それからもう 1 点は、仕事の中身が 1 0 年前というか、1 5 年前と今とは、がら

っと変わってきています。私が訓子府に来た頃は、そろばんが主流でありました。その前は加算器といいまして、くるくる回して計算をするというのは、けっこう財政なんかでやりましたが、今そのような機械は、どこにも見当たりません。新人の職員は、そろばんすら持ってないと思います。計算機もあるかないか分かりませんが、ほとんどはパソコンでありますので、情報の第一義的な情報を得るといってもパソコンを通じて仕事をしていくということでないでしょうか。それは非常に我々の時代とは違う意味で、すぐれた能力と力を発揮して機械に対するアレルギーなんかは今の若い職員なんか本当にないというぐらい本当にすばらしい能力を持っていると思います。しかし、私は役場の仕事というのは、そういう面ともう1つはやはり住民と顔と顔が見える、そういう関係を基本にしなければならないというのは、まさに住民の役に立つところというのが役場でございますから、その点で言うと敷居が高いとか、あるいはいろいろなことが相談しにくいとか、地域のことが分かってないということを何とか克服しなければならないのではないのかというのが、この制度を実施するにあたっての私の本音の部分でございました。しかし、当初はこれらは時間外が出るのか、葬式に呼ばれたら手伝わなければならないのか、結婚式の会費は自分で払わなければならないのか、あるいは、飲み会をやった時の会費も職員が払うのかというようなことも含めて、これは良い悪いは別というよりもとにかく新しいことに対する不信感。何で町長は、今での仕事のやり方で十分ではないのか。何で新しくこんなことをやらなければいけないのかということを私はなかったとは言えないと思う訳です。しかし、これをトップダウンで上からやるということよりは、むしろ職員が自治体職員として、どういう目線とどういう姿勢で仕事に向きあうかという根本的なことにかかわっていると私は思いましたので、上からのトップダウンというよりは、職員の意見を尊重し、そして1つずつ私は時間をかけてこれについてやってきたつもりです。一昨年あたりから私は少なくとも1年に1度は独り暮らしや高齢の2人の世帯にお伺いして、役場の何々ですがお元気ですか、何かありましたら、ぜひ言ってください。遠慮なく言ってくださいという、こういうことをお願いするようにしました。例えばここに職員がつくった地域担当職員にはいりましてお願いということやうちの町のこの地域の例えば私の手元にある東幸町の町内会でいいますとあなたの地域担当職員は生出成子と荒沢直樹と清水麻美と嘉村直哉です。うんぬんでよろしくお願ひしますということを持って行ったりするということをやっています。こういうやはり積み重ねの中で私は引き続き職員の皆さんにお願いをしたのは、例えば、先ほど言った消防のことだとか、それからキャップだとか、それから最近で言いますとスコップの1つも持ってまわってきてくれやって話も含めてですからその点で言うと受ける我々の側で何とかそういう職員の住民の方の息遣いを感じてほしいという願ひが、良い悪いは別として、職員は少しずつ私は理解をしてきてくれているのではないのか。そして、今の時では直接的には、不平やあるいは、こんなものはやめたほうがいいのかって意見は直接は聞いておりませんが、私は町民の中でも実践会、町内会のばらつきはありますが、呼ばれて困るってほど呼ばれるところも何かあるみたいですが、そうではなくて、まだ声がかからないとか、そんなことより町内会の行事に参加させれやというようなことも含めていろいろなご意見があります。私は1つひとつ職員がきつと乗り越えていってくれるだろうということも含めて着実に変化が変わってきたなというふうに思えるのが1点目でございます。それから受ける側では、先ほど言いましたよう

に、まだまだ町内会長さんや実践会長さん、例えば、実践会長さんは毎年替わりますから、地域の担当職員のことが分からないということがあってはならないということでお伺いしたりとか、いろいろなことをしていますが、まだまだその辺で言うところえ方に若干温度差があるかもしれませんが、これもまた少しずつ、いやいやあいつ来てくれたわとか、一緒にバレーボールに参加してくれたわとか、いろいろなことが聞こえてきておりますので、少しずつ、少しずつ、気楽に相談したり、あるいは話かけるような状況がもっと出てくるのではないかと期待しているところであります。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） お話の内容がよく分かります。今年はまだ少しこの事業、スピードがあって進むのかなと思っていました。4年を経過してみますと見方によっては今、町長が言われましたように対象の地域が30もありますから、それはさまざまだと思います。そこでちょっと確かに職員に町長の立場から新人の職員にしてみれば、その地元の町の仕事をするのに地元を知らないのはよくない。それで1つにはやるんだというお話ですが、町民側からすれば私はこの制度をもっと発展してほしいという意味でここに立っているのですが、確かに毎年のように所管で内容が報告されますから、ある程度広がってきているというのはよく理解できますが、ちょっと時間がかかりすぎているのかなというふうな実感であります。北見市とか、ああいう大きいなら別ですが、5, 500の町でそれを30に割った中の範囲というのは、そんなに大きな時間がかからなくてもいいのかな。私は先ほど言いましたように、受ける側からの印象として受けるのが一番多い訳ですが、そういう中では、まだ本当の意味のあれというのは分かっていないというのが実情だと思います。今、答弁にありましたように地域によっては、もう職員がまた呼ばれたというぐらいいのころの数字も承知しておりますので、その点はあると思いますが、この1の点で申し上げますのは、本来この仕事というのは、先ほどの答弁の中にありましたが、どなたかの答弁の中にありましたが、まちづくりの要は職員だと。やはり町長も身近に感じる方ですから、町民の方は親しみを持ってお話ししますが、やはり現場の仕事というのは、この担当制度によって、いかにやはり町民と近まるかという最高の私はこういう制度だと思っていますので、その辺のことも第一問目として、心得ておいていただきたいと思います。

それでは、2点目としての担当職員の役割についてであります。これは制度発足の平成20年7月号の町の広報紙からでございます。これは制度の目的として出ている訳ですが、少し長くなりますが、この制度は、町民の皆さんと行政の共同のまちづくりを推進するため、町内の各町内会、実践会に職員を配置し、地域活動の活性化を図ることが目的です。町民の皆さんと職員が互いに顔を知ってもらうことが大切です。地域の活動、そして役場の仕事を理解し、信頼関係を築きながら、まちづくりを進めていこうという考えです。地域担当職員は、この考え方をもとに町内会、実践会と行政との連絡調整や行政情報の提供、地域活動の推進などを役割としています。これを目的として掲げておりますが、先ほど言いましたが、4年を経過して、4年というのは、町長の発想から言えば、短いと思ってここまでよくやってくれたというように聞こえますが、この制度が今ひとつしっくり住民の中に入っていないような気がしてなりません。この事業の、今申し上げた意義の基本的部分で、どう向き合ったらいいのか、まだ町民側も、もしかしたら担当配置された職員の若い方々にも十分理解されていないのではないかと。そういう気がいたします。例え

ば、地域の総会や親睦の案内があって訪問しても、町民と向き合うような、担当職員が向き合うようなきっかけがまだ職員の中に、そういうものを感じていないのではないだろうか。俗な言葉で言えば、そういう場に行っても馴染みがないせいだとは思いますが、身の置き場のないのが現状のような気がいたします。すべてではありませんが、そういう地域もあるし、そういう感じ方を私はしております。それでこれは、私の提案的なものなのですが、具体的に言えば、例えば、行政からの情報というお土産が持ち合わせていないのではないだろうか。それも1つの要因のような気がいたします。これは窓口で案内があった時点で担当の方が10分ほどの時間をもらって、例えば、今の町が取り組んでいる財政健全化の経過と現状、そして、見通しの説明とか、あるいは、予防事業で取り組んでいる町民健診、目標65%に対して、今30数%の現状、そのことにより医療費の節約、さらに国保財政の状況など、情報を流すことにより、伺った担当職員が地域とのかかわりを感じ、その反響も実感して何ほかの共有といたしますか、そういうものも関係が生まれる1つのきっかけができると思いますが、この件については、どんなふうにお考えでしょうか。少し質問が長くなりますが、町長、あとでまとめて答えてください。あまり切りますと時間がかかりますので、また、受け入れる側の地域によっては、この制度をどう向かい合ったらいのか。まだ十分主旨が理解されていないようにも感じる場面がありました。こういう話です。これは去年の話でしたが、ある会長さんからのお話でした。私もその場におりました。葬儀の応援をお願いに行ったら、窓口では「どうしても手伝いが必要なんですか」と言われたと。その会長さんは、二度と役場に頼まないと声を高くして言いました。私はその場におりましたので、対応と事情を説明して担当職員の応援を得て無事葬儀が終了いたしました。これは言葉の表現は、役場の職員も決して間違っているとは思いません。でも頼みに行った側からすれば、なんだこっちが頼みに行っているのに随分そんな程度の対応かという、ちょっとした話の行き違いかもしれません。その後は、葬儀が出たかどうか分かりませんが、そういうことがございました。さらに職員に案内するということは、来てもらうということは、夜間や休日のため、迷惑がかかるから遠慮しているんだと。さらに今、町長の答弁にもございましたように、親睦会の案内がけっこう多いようで、手ぶらで来づらいだろうから遠慮しているんだなどのいろいろな声もございました。こういう一部の声かもしれませんが、こういうことを見ますとまだこの制度の浸透するという意味では、まだ障害になっている面が基本的なところであるのかなというふうに感じております。

3つほど私の提案です。

担当職員の役割をもっと具体的にしたほうが職員は活動しやすいのではないかと。いわゆる情報のお土産を積極的に出して持たすべきだと思う。あまり難しいのはだめですが、先ほどあげたような、町民が即、関心を持ち、事業として行政を理解しやすいような内容の情報をやはりお土産として持たせたほうがいいのではないかと。それと受け入れる側もその時に行政側からの情報を持って訪問した際に、情報を出せる場所の提供といたしますか、10分ぐらいはちょっと役場の話をしないとその後の親睦会にしても総会にしても、どうもやはり担当職員と地域の方の話題がそこで出てくるきっかけになるのではないかと。というふうに考えますが、それと3点目として、今、役場の派遣される職員の方は、趣旨は理解されていると思いますが、地域の方、訪問を受け入れる側にしては、先ほど町長も実践会

は、しょっちゅう会長さんが替わるのと言いますが、年度の途中で変わることは稀まれですから、1年間は同じ会長さんがある訳ですから、何らかのかたちでの時点で、簡単にこの事業を発展といいますか、進歩させるために、この趣旨を改めて理解してもらってはどうか。そういうふうに考えますが、何点か伺いましたが、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（佐藤純一君） 今、3点ほどご提案と言いますか、お話がございましたが、まず、1点目の例えば、確かに役割を具体的にしたほうが職員としても行きやすいというのは、この制度が始まる時に課長会議でも相当議論した経過がございまして、例えば、先ほど葬儀の話が出ましたが、むしろ葬儀の手伝いのほうが行って居場所があって、そのほうが職員としては気楽だろう。そういう議論もありましたが、ただ結論的には、やはり葬儀の手伝いということではなくて、葬儀の場合は、どうしても人手が足りないという場合はお手伝いさせていただくという場合もございまして、基本的には、葬儀のお手伝いはちょっと遠慮させていただいて、本当にいろいろな今、高齢者宅をまわっているとか、そういうようなところを中心にお互いに顔を覚えてもらおうという、そういう趣旨でやっております。

情報をお土産として持って行って話をしてもらおう、それも役割の1つですから、非常にいいんですが、先ほど町長からお答えしましたように、健診をいつやるよという話だったら、それだけの話なら、職員の全体の中で日程の話とかぐらいだったら説明はできるのかもしれないんですが、非常に何ていうのか、今、行政の制度自体が非常に複雑になっているという部分もありまして、健診の例えば言われた65%、30%とかという率の話を全部の職員に理解しなさいということは、まずほぼ不可能なんだろうな。担当してみなければ分からないだろうなというところもあったりして、なかなか情報を持たせるのが、今の現状では難しい。ただそこはちょっと検討しながら、何らかの方法、それはもう業務の1つというふうに要綱の中にうたっていますので、そののところでできるだけ徐々にやれるような対応を考えたいというふうに思います。そういうことで、確かに行って、総会などに呼ばれて行っても、身の置き場がないみたいな、俺は何しに来たんだろうというかたちになる部分がけっこうあるんだと思うのです。そういう時には、受け入れる例えば実践会なり、町内会でも紹介をしてもらって、ちょっと話をしてくださいという、今言われた5分でも10分でも時間をとっていただければ、顔は当然知ってもらえますし、話のきっかけもできる。そういう対応も会長さん方にこれからお願いしていくというような、ちょっと1つの方法かなというふうに思います。ただそのことによって特に若い職員の方だと非常にそこで10分間、話をしなさいというのは、なかなか大変な部分もあるかなという気がしますので、その配慮もちょっとしようかなとは思っています。

それと最後に言われました実践会長が毎年替わる、その趣旨を理解してという部分でいけば、その担当課長と担当職員とで会長さんが替わる都度、ご挨拶に行きまして、我々が担当ですよということで、自己紹介を会長さんにしまして、何かあればまたよろしくお願ひしますということで、ご挨拶はさせていただいていますので、なかなかスピード感がないというお話もございましたが、徐々に定着が図られるように努力をしまいたいというふうに思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 全般をとおしてお話しているんですが、もう少しやはり私はこの制度、一步踏み込んだほうがいいと思うのです。呼ばれたら行くという、顔を見せるのも何となく分かりますが、受ける側からすれば、私はそんなに内容はありますが、年に1回、部落の総会で30分時間をやると言われても30分は使えないのですが、おおざっぱな話をします。今、担当課が言われましたように、そんなに数字がもし入るのであれば、そんなに正確ではなくても、やはり普通の町民の方はおおよそ町の状況というのは、やはり職員の方から聞くというのが、文章よりもはるかにやはり頭に残ると私は思うのです。私は年1回やるときには、必ず時間をくれますから、やるんですが、やはりその年の広報だとか、あるいは担当の方にちょっと助言をもらいながらお話をします。おそらく説明会とか事業の説明ではありませんから、<sup>おおざっぱ</sup>大雑把なやはり町の動きだとか、関心というか、町民に関心を持ってもらいたいということは、あると思うのです。それをやはり少なくとも2つぐらいは用意をして、それは町長が出すのか、担当の課長がもし呼ばれたら、このことを少し話してとまとめて出すのかどうかは別として、そういう方法がないとなかなか住民の方とコンタクトをとれるというのは、それはここにおられる説明員の方は、おそらくできると思いますが、そうじゃなくてやはり若い方が住民の中に入ってと言う、本来の何番目かの目的からすれば、ちょっと具体的ににならないと私は難しいのではないかというふうな考えをもっていますが、いろいろ長く話を続けておりますが、私の意図するところは、お分かりのことと思いますが、町長何かございますか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 佐藤議員の言われることは、まったく異論ございません。まさにそのとおりですので、ただ、ひとりの若い職員が自分の与えられた仕事については、説明ができたとしても、まちづくり、自治全体の関心のあることを含めて父親や、あるいはじいちゃん、ばあちゃんのような人たちの前で話すという訓練は今の子はしておりませんから、ものすごい震えるような思いで、私は出かけていると思っています。だからその点で言うとちょっとまだ時間、スピード感がないということもまったくそのとおりだと思いますが、少しずつスピードアップを図って、質を高めていきたいというふうに考えておりますので、もうちょっと温かく見守ってほしい。ぜひ呼んでいただきたい。例え不十分であったとしても呼んで一言しゃべっていただくというか、そういう機会を設けていただきたいと思います。参考までに、この地域担当職員というのは、1つのブームのような感じがあって、全道であちこちやっていますが、決してうまくいっているとは言えない。うちの町は非常に少しずつですが、着実に職員の方の努力が成果が出てきているのではないかと考えています。期待に応えられるように、私も含めてがんばっていきたく思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） お話にありましたように、この制度は、非常に効果的な事業だと思っておりますが、先輩の留辺蘂町が5、6年前にやって、私が勉強した時に伺った経過がありますが、置戸町もそれらしいかたちはありますが、どうもやはり担当職員に聞いてみるとあまりぱっとしていないといえますか、難しいということは十分承知しておりますが、ぜひ、そういうものについて、そういうものではあります、内容としては、非常に

私は行政が一步踏み込んでできれば具体的なかたちで踏み込まないといつまでたってもこの趣旨というのは、浸透していかないような気がいたしますので、ぜひ内部で検討していただきたいと思います。

それから、3点目にお話しました配置の件であります、2年間という期限のことです、それぞれやはり配置する側の思いがあつて、事情もあろうかと思ひます。でもやはり受ける側からすると少なくとももう少し長い期間でないと年に4回も5回も来るのならしいですが、平均すると1.4、5回、平均するとですよ。まだ行かない町内会もありますから、そうしますとできればあまり替えないほうが受け入れ側も、いわゆる相互の信頼関係を築くという大きな目的があるのであれば、期間は長いほうがいいのではないかと。たまたま置戸町では、正式なそういう当時、かなり前ですが、正式なそういうものがないのですが、地域に住んでいる、農村地区には、町の職員というのは、ほとんど少ないと思ひうのですが、地域に住んでいる職員の情報を非常にやはりうけて、その地域担当制とまではいかないけれども、そういうかたちをとっているというお話がありました。それで、本人が人間ですから、なかなかいやなところへ無理やり押し付けて何かあるとまた困ると思ひますが、やはり地域のそこに住んでいる人というのは、普段からその町の状況、町内会の状況というのは、よく分かると思ひますし、あるいは住民の方も役場の職員というのは、非常にやはり身近に感じるいいきっかけだと思ひますので、1つには実践会においては、できれば2期ぐらいの時間をつくる。それから町内会においては、もし本当にこの事業をあれするのであれば、何といひますか、地域の方があたるというのが私はいいのではないかと思ひますので、その辺については、どんなふうにお考えでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、佐藤議員からいただいた意見を十分参考にしながら、新しい年度からまた検討してまいりたいと思ひますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 時間をちょっと止めていただきます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よつて、会議時間を延長する件は可決されました。

本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

引き続き、一般質問をお願いします。

佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 次に、2点目の震災への財源の関係であります、最終的なこの答弁の中では、今後、北海道内のオホーツク管内、各自治体の動向を踏まえながら慎重に対応したい。いわゆる地方自治体といひますか、分かりやすく言えば、訓子府での受け止め方はそうしたいというような答弁でありました。ほかの町の首長とは違ひまして、我が町の町長は被災地の復興には、並々ならぬ強い思いで町民にも支援の協力を強く求めておりますので、他の自治体はともかくとして、率先して公務員の給与削減を受け入れるものと思ひておりましたが、被災復興への町長の真意がちょっとよく理解できないような答弁

でありました。そこで具体的な話になりますが、この削減による、答弁では、この交付税の減額については、折込み済みというふうに答弁であったような気もするのですが、私は新聞でしか見ないから分かりませんが、7月までに返事をしないとならないという状況な訳ですが、これはもしやらないとしたら、まったく影響がないという解釈でいいのでしょうか。普通どおりの予算どおりの交付税はくるという解釈でいいのでしょうか。ちょっとそこを伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今、給与削減の關係の交付税の影響についてのご質問でございましたが、地方交付税は5月から6月にかけて国の算定というか、具体的な算定がはじまりますので、現段階の国の流れからいくと地方というか、本町がやるとか、やらないとかにかかわらず、削減はするという事で計画等が出されておりますので、削減するしないにかかわらず、25年度の地方交付税については、影響は今のままということでご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） そこで、25年度についてはよく分かりました。これで訓子府の町で分かっているのか分かりませんが、国は2年間という経過なのですが、この見通しとしては、24年と25年ですから、国は終わる訳ですね今年度で、今の報道を見ますと。それで地方の場合、その2年間というのを当てはめると25年をクリアすれば普通に返るといふ解釈でいいのか、それともそれはどんなふうに町としてはとっているのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） これは現段階のお話なのですが、国の平成25年度の地方財政計画におきましては、平成25年7月から平成26年3月までの削減を要請するという事で削減しておりますので、26年以降の部分については、まだ出されておませんが、我々は基本的な考え方としては、地方税の削減については、25年度限りというふうには理解しているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） まだ国の方針が、昨日だかの新聞のちょっと切り抜きを忘れてきたのですが、まだ8割の自治体が検討中ということで、相当やはり、もちろん大事な職員もおりますし、即、給料を削るということはどうかと。心配したのは、今年の20億何ぼの交付金に、これから影響がないということであれば、今の担当課の話ですとそういうことですので、この件については、心配ないというふうに思います。それとこれは町長が先ほどの答弁で、道のあれとオホーツク管内の首長といいますか、その方と最終的に決めるというのは、これは何を決めるのですか。受けるか受けないかということを決めるのですか。受け入れないということでもう減額になってきているんですよ。交付税、今の話を聞きますと。何を話するのですか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ちょっとご理解いただきたいのですが、ある意味では、地方交付税を7.8%カットしましょうということだと。前段に申し上げましたように、我々は国家公務員が悠々自適な状況の中でも一貫して4%、2%、あるいは特別職も含めて給料を下げている。議員も含めて下げている。これは全体的には、およそ1億数千万円の影響額と

というのは、この5年間の間に我々は自助努力をしてきました。今の状況の中で国家公務員を被災地の財源確保のために7.8%カットするからお前らもカットすれという、こういうやり方というのは、しかもそれは交付税を削減するというのは、基本的には、交付税法から言ってもこれは違う。国がとやかく言うことではない。それはそれぞれの自治体で判断することだからということで、全国の町村会は反対しております。北海道町村会も反対しています。私もその一員ですから、基本的には、そういう国の言うとおりのやり方については私は反対しているということでもあります。ただ、そうは言っても私どもの町が、あるいはオホーツク管内のそれぞれの町が、どうかたちで進めていくかというのは、7月からになりますから、少なくとも6月の議会に提案しなければならないだろう。これはオホーツク管内で最終的には4月26日に臨時町村会の総会がございしますので、それに左右されることではないのですが、それぞれの町が一定の判断をして、6月議会にどう向かうか、うちの町の補正を含めて提案するかどうかの判断をこれは全国的な町村会やあるいは全道町村会の流れも見ながら、それぞれの町が最終的に6月議会には提案をする。ということは、もう4月下旬、5月の連休明けには、事務的には積み重ねていかなければいけませんので、そのタイムリミットがこの時期に来るのではないかという意味でご理解をいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） なかなかしっくりとした私の実感はないのですが、状況としては分かりました。少なくとも今の担当課の説明で、25年度についての交付税は計画どおりということによろしいのですね。これ以上変化がないという解釈でいいのですね。25年度の交付税については計画どおり。そういうことで解釈してよろしいのですね。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 地方交付税、当初予算提案させていただいておりますので、現段階の普通交付税の部分で給与削減分は見込んで計上しておりますので、そういう意味では、町が町の職員の給与を下げるとか、そのままとかというのは、まったく影響がない状況でございます。逆に言うと先ほど町長が言ったように、地方交付税は本当の一般財源ということですので、給与でいくら入っていますとか、そういった部分というのは、目的からされていないので、そういう意味では、給与をこれだけ見えていますから、これだけ払いますということのものにはなっていないということで、理解していただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいま、町長から交付税については、補助金でなくて一般財源なんだと交付税につきましては、という意味から、給与費の分でいくら減らすとかという考え方は国のほうで正式にはできないということなのです。ということで、今回については、例えば今回7.8%をやるやらないにかかわらず、全国一律に市町村については、概ね1.1%の基準財政需要額が減らされる。そのかわり先ほど地域の8千数百億円減らされる交付税がありますが、そのうち3千億円をこれまで地方が独自に削減なり、あるいは、そういう行革努力してきた分の見返りということで、3千億円分を交付税でバックするということになっています。その分が、その算定にあたっては、平成24年度のラスパイレス指数、それと平成20年から24年までのラスパイレス指数の平均のどちら

か低いほうのラスパイレス指数を使って算定することになっていまして、それが3千億円が見返りくる分の算式になりまして、その差引分が直接交付税のほうに影響するということになります。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 2番、佐藤静基君の質問が終わりました。

#### ◎散会の宣告

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

一般質問は、全部終わっておりませんので、本日の会議はこの程度にとどめ散会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

ご苦勞様でございました。

明日、午前9時30分から一般質問を継続いたします。ご参集よろしく願いいたします。

散会 午後 4時14分